

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 4 )			
日 時	平成 2 0 年 1 0 月 8 日 ( 水 )	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 2 5 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	成田 ( 晃 ) 委員長、高橋副委員長、千葉・吹田・中島・山田・ 井川・山口・古沢 各委員		
説 明 員	水道局長、総務・財政・生活環境・医療保険・福祉・建設各部長、 小樽病院事務局長、監査委員事務局長、保健所次長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、山田委員、山口委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が千葉委員に、大橋委員が吹田委員に、菊地委員が古沢委員に、濱本委員が山田委員に、林下委員が山口委員にそれぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、厚生・建設両常任委員会所管事項の質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、民主党・市民連合、平成会、共産党、自民党の順といたします。

公明党。

-----  
千葉委員

在宅寝たきり高齢者等理美容サービス事業について

初めに、事務執行状況説明書の中から在宅老人対策事業について、お伺いいたします。

在宅寝たきり高齢者等理美容サービス事業がございますけれども、この中で、延べ273名の利用となっております。この内訳の人数ですが、高齢者、また身体障害者に分けた人数をお伺いします。

（医療保険）介護保険課長

高齢者等理美容サービスの利用者273名の内訳ですが、障害者が113名、それから高齢者が160名となっております。

千葉委員

この高齢者等理美容サービスを利用するまでの流れについて、教えていただけますでしょうか。

（医療保険）介護保険課長

この高齢者等理美容サービスを受けようとする方は、利用許可の申請書を市長あてに提出していただきます。その申請書の提出を受けまして、内容を審査いたしまして可否を決定いたします。その結果を申請者の方へ、サービスの通知書ということで送らせていただきます。この方に対しては、1回分を1枚とした理美容サービスを受けられる利用券の当該年度分を交付することにしておりまして、その利用券を使いまして、理美容組合のほうから実際にその美容師又は理容師を派遣しまして、自宅でサービスを受けるという形になっています。

千葉委員

このサービスに当たりましては、日にちの指定ですとかは利用者のほうができるようになっているのでしょうか。

（医療保険）介護保険課長

実際に訪問するときには、電話で連絡を取り合いまして、都合のよい日にちを設定いたしまして訪問するという形がとられております。

千葉委員

もう一つ、利用料金についてお伺いしたいのですが、1回3,500円ということで、そのうち2,000円を市として助成をしているということですか。利用者負担は1,500円というふうになっているのですが、この1回の利用料金3,500円という金額設定の根拠を教えてくださいたいのが1点です。

また決算説明書によると、57万5,782円が支出されているかと思うのですが、2,000円を助成するとなっているので、金額が若干多いということで、ほかに何らかの経費がかかっているかと思われるのですが、この支出されている金額の内訳等を教えてくださいたいのですが。

（医療保険）介護保険課長

この理美容サービス事業は、もともと理美容組合のほうでボランティア的な事業を行うということでやっていた

ものを、市のほうでも協力ができないかという御相談がありまして、市のほうで事業として受取っているという経過がございまして、もともと理美容組合で一般客の料金を目安にしております。平成13年当時、3,200円という金額でございましたので、これを基準にいたしまして3,500円という額を設定したという経過でございます。

それからもう一点なのですが、決算のほうで金額が57万5,782円と出ております。これは、市から理美容組合に対しての委託料としては、市の負担は2,000円としております。これに273名を掛けますと、54万6,000円になりますけれども、そのほかに事務の方が使いますコピー用紙代ということで、需用費の消耗品費がありますので、その分が2万9,782円で、足しますと57万5,782円という金額になっております。

千葉委員

事務経費ということなのですが、いったん置いておきまして、このホームページのほうでも、理美容サービスの利用について出ているのですが、ちょっとわからなかったのが、この中で、年6回までサービスを受けられるということなのですが、申請月により利用できる回数が異なりますという記述があります。この内容について、教えていただけますでしょうか。

（医療保険）介護保険課長

在宅寝たきり高齢者等理美容サービス事業実施要綱の中で、実施内容として定めておりますが、毎年度、期間を年6回に区切り、それぞれ1回行うということにしております。その期間につきましては、4月から5月まで、それから6月から7月まで、8月から9月まで、10月から11月まで、12月から1月まで、2月から3月までと、このように2か月ごとに6回の区切りをしておりますので、申請されたその月によりましては、例えば最後の2月に申請された場合は、2月1日から3月31日までの間において1回だけというふうな実施になります。

千葉委員

では申請をして、2か月に1回使用できるということなのでしょうか。

（医療保険）介護保険課長

2か月に1回ということではなくて、次の期間において1回行うということですので、4月1日から5月31日までの間に1回、それから6月1日から7月31日までの間に1回というふうな形の実施内容になってございます。

千葉委員

先ほど、理容師、美容師の組合とそういった契約を結んで、この事業を委託されているということで、ボランティアが発祥だとお伺いしました。

金額的には、通常私たちがカットする金額、大体3,500円くらいという中で受けているとは思っておりますけれども、これはちょっと提案といいますか、組合の中で実際に理容室とか美容院の方々、実際に今そういう仕事をなさっている方が組合に加入しているというふうに認識をしていますが、そこと契約をして、派遣をして、利用していただいているという状況だと思うのですが、例えばそういう技術を持った方でリタイアされた方、技術は持っているけれども今そういう仕事についていないとか、途中でやめて違う仕事についているという方々で、何かこの社会貢献とか地域貢献をしたいという方々がもし小樽にいらっちゃって、利用者の方々の希望があれば、そういう方たちもボランティアとして活動できますという形で、何かそういう道筋ですとか取組ができると、利用者負担も若干軽減されるのではないのでしょうか。今、いろいろな形で市民との協働と言われておりますので、そういう方々がいるのではないかと予想されるものですから、ぜひそういう道筋をつけていただくような取組をお願いしたいというふうに思っております。

在宅虚弱高齢者緊急通報システム事業について

次の質問なのですが、在宅虚弱高齢者緊急通報システム事業について、お伺いします。

本年度は、既設置分177件ということですが、昨年度は、見ましたら250件ほどだったのです。かなり件数が減っておりまして、この設置件数が急激に減った要因は何なのかということをお伺いしたいのと、過去数年のこ

の設置動向というのはどのようになっていますでしょうか。

（医療保険）介護保険課長

在宅虚弱高齢者緊急通報システムの利用者減の原因ですけれども、これは平成18年度に制度改正がありまして、17年度までは国による補助事業としてやっておりましたが、この補助がなくなりまして、18年度からは市単独の事業として行っております。17年度に設置している方につきましては、従来の費用負担のままでいく経過措置期間が3年間設けてございまして、その期間が切れるのがちょうど20年3月31日でしたので、今回、もう一度その方に対して、従来のシステムの継続もありますし、それから新しいものへの切替えもありますし、制度自体をやめるという選択もありますが、どのようにされますかと確認したところ、その中で自分のほうから、この制度については必要がないのでやめますという方が出てまいりまして、主にその影響で件数が減っているという状況がございまして。

それから、ここ二、三年の動向につきましては、新規の件数で見ますと、17年度が20件、18年度が23件、19年度が30件ですので、先ほどの制度改正による分というのを抜きにして、新規の分で見ますと少しずつ増えてきているというふうになっております。

千葉委員

急激に減った要因は、わかりました。これは、国として助成されていたときは、利用者の方には利用料金がかからなかったのでしょうか。

（医療保険）介護保険課長

緊急通報システムの国庫補助事業があった平成17年度以前には自己負担があったのかというお尋ねでございますが、当時は無料がございました。

千葉委員

この制度改正で取りやめた方が多いというのは、逆にちょっと驚いたのですけれども、今、小樽市は高齢者の方も多くなっていますし、またひとり暮らしの方も非常に増えているということで、昨今の火事で亡くなっているかたや、孤独死などいろいろな問題もありますので、有効活用をしていただきたいと思います。この在宅虚弱高齢者緊急通報システム事業費ですが、高齢者の方々が安全で安心な日常生活を過ごしていただけるように、平成20年度からは、この機器を導入する経費について、1万円を上限として助成をしているということでありまして。

今お聞きした件数からすると、事業費が決算上、742万6,984円ということで、それ以上のかなり多くの事業費がかかっているということなのですが、この金額の内訳について教えていただけますでしょうか。

（医療保険）介護保険課長

決算額742万6,984円の内訳ですが、まず、事業者の委託料といたしまして、2,835円掛ける件数分で、これが712万8,458円、そのほかに事務費といたしまして20万3,816円、それから機器の設置に係ります費用といたしまして補助している分が9万4,710円、合わせまして742万6,984円となっております。

千葉委員

委託業者というのは、このサービスを行っている、NTTとか、トンボハイヤーとか、セコムとか、そういうところのことなのでしょうか。

それが1点と、その委託料の積算なのですけれども、取り扱っている件数に対してそれぞれ今言った2,835円を委託料として払っているということになるのですか。

（医療保険）介護保険課長

平成19年度までは、委託料として、この緊急通報システムを設置しているセコムに2,835円掛ける件数分ということで支払っております。

千葉委員

結構委託料というのは、件数がかさむと非常に大きな金額だと思いましたがけれども、例えばこれ利用者の方が選

ぶ際に、月額の基本料金というのがあるのですけれども、いろいろ組合せをして使えますね。例えばその基本料金を使ってボタンの設置、例えば N T T を使うと、月額 399 円かかるということですが、それにプラスして駆けつけサービスとして、例えばハイヤー会社を使うと月額 525 円を加算して 924 円という金額で、組合せも可能だというふうにお聞きをしています。こういう場合は、それぞれに委託費が件数として換算されるのか、それとも主になるその業者に払われるのか、その辺についてはいかがなのでしょう。

（医療保険）介護保険課長

平成 20 年度から、緊急通報システムの事業者も拡大しておりますので、そこそこのやはり特色といいますか、いい点がありまして、利用者の方が選べるようになっております。選んだその内容につきましては、それぞれ設置費用などが違ってまいりますので、市からの補助額についても、それぞれの事業所のサービスによって違ってくるといふことになっております。

千葉委員

また後でこの内容については詳しくお伺いをしたいと思うのですが、この緊急通報システム事業は、小樽市はもう 65 歳以上の高齢者が 30 パーセントを超えているということで、また逆に高齢者の方だけでなくも単身世帯、夫婦だけで暮らしている世帯の方々でも、こういうサービスというのは利用したいと思っている方もたくさんいると思うのです。件数があまり増えない要因は何なのかと思うのですけれども、医療保険部としまして、周知徹底という意味ではどのような取組をされているのか、お聞きしたいと思います。

（医療保険）介護保険課長

制度の周知につきましては、まず広報おたるのほうには、毎年 4 月ごろ掲載しております。それから、市のホームページには、この利用できるサービスということで、ほかのサービスと並んで掲載しております。それから、1 年に 1 回発行しておりますパンフレット「よくわかる小樽の介護保険」の中にも、利用できるサービスとしてこのシステムがありますという内容は載せております。主にはこの 3 種類によって周知しております。

千葉委員

わかりました。なかなか高齢者の方々は、その細かい字を読むのが苦手だという声もありまして、周知徹底にいま一度工夫をお願いしたいというふうに思います。

福祉除雪サービス事業について

もう一点、同じ在宅老人対策事業の中で、福祉除雪サービス事業の補助金について、何点かお伺いしたいというふうに思います。

平成 18 年度の福祉除雪サービス事業なのですけれども、これは 39 回、33 世帯、屋根の雪おろしは 33 世帯となっておりますが、19 年度の数字を見ますと、除雪サービスが 115 回、91 世帯、屋根の雪おろし助成が 136 世帯ということで、取扱回数、世帯数が非常に増えていると思います。この要因というのは、どのようなことが考えられるのか、教えていただけますでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

平成 18 年度から社会福祉協議会にお願いして事業を進めておりますが、まずこの内容というのは、世帯の登録をしていただきます。その登録の仕方が、除雪サービスを希望するか、屋根の雪おろしを希望するか、どちらかを選択していただく形になっております。

18 年度と 19 年度の違いということですが、18 年度は雪の降る量が非常に少ない年でありまして、19 年度は雪の降る量だけで言えば少なかったのですが、2 月下旬から降る量が一遍にきたというようなこともありまして、そういう意味で利用される方が増えました。結果から見れば、18 年度は優しい降り方だったのかもしれないというふうに考えております。

特にその屋根の雪おろしが増えている形になりましたけれども、登録件数は、18 年度も 19 年度も大体 500 件前後で

ありまして、ただその構成が、除雪を希望する方よりは屋根の雪おろしを希望される方のほうが増えている形になっておりまして、結果として屋根の雪おろしサービスのほうが増え方が著しいというような結果と考えております。

千葉委員

この決算額に絡んでなのですが、その平成18年度と19年度では、取扱件数が非常に違っていたということで、決算上の補助金も、18年度は76万4,356円ですが、19年度は309万1,851円と大きく増加をしています。この決算の内訳というのを教えていただけますでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

平成18年度の内訳ですけれども、除雪が27万5,467円、屋根の雪おろしが44万2,640円、事務費が4万6,249円、合計で76万4,356円、19年度で言いますと、除雪が104万9,948円、屋根の雪おろしが193万8,530円、事務費が10万3,373円で、合計309万1,851円となります。

千葉委員

先ほど雪の降り方で利用の回数が多かったという御答弁があったのですが、その利用できる登録の期間というのが、平成19年度ですと12月8日から21日が最終日と決まっていた。これを過ぎてからは絶対に登録はできないという認識でよろしいのでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

今年度の要項が手元にはないのですけれども、昨年度も追加で何人が登録して、実際にサービスを受けたということで聞いておりますので、すべてだめということではないというふうに確認しております。

千葉委員

この屋根の雪おろしですとかは、ボランティアの方のほか、業者も登録をされているのでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

なるべくはそのボランティアを使えば経費が少なく済むということで、ボランティアの登録を増やしたいというふうにやっておりますけれども、結局利用者が希望する日とボランティアが協力できる日のマッチングがなかなかうまくいかないなど、そういう難しい面もあるようです。

千葉委員

そうしますと、今これだけ、500世帯ぐらいの登録世帯があるということで、建設部のほうでも置き雪対策等をしていますけれども、これからますます需要というのは高まるというふうに思うのです。需要は高まるけれども、例えば業者はあるにせよ、そのボランティアの方々の協力団体ですとかを増やさないと、なかなか対応が難しくなってくるのではないかとこのように思うのですが、実際そのボランティアを募集する取組ですとか、声かけですとか、それはどのような形でやっているのでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

除雪だけではなくて、社会福祉協議会の中にボランティアを担当するセクションがありまして、そういった中で声かけという部分もありますけれども、先般も社会福祉協議会のお知らせと申しますが、事業内容を掲載した増刊号とかもつくって、そのボランティアのみならず、なるべく自分たちの事業を周知することと、協力いただくこともあわせてお願いするような冊子を広く配布しているところでございます。

千葉委員

その配布先というのは、町会で配布されているのでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

そのとおりです。

千葉委員

やはりこれから非常に不安なのは、人数がかなり増えていくことが予想される中で、こういう事業をせっかく行

っていても利用できないということになると、市民の皆さんからも不安ですとか、不平・不満も高まってくるというのを危くしております。また取り組んでくださるボランティアの方ですが、高校生が協力されているということもお聞きしていますし、そのボランティアをした高校生のお話を聞くと、非常にすがすがしい気持ちになったということで、やはり自分でその地域に貢献できる何かをするということで、教育の面からも非常に有効というふうに思いますので、ぜひその取組につきましては、またさらにお願いしたいというふうに思います。

#### 生活保護費について

次に、最後なのですが、生活保護費の中で若干お伺いしたいのです。これは事務執行状況説明書の保護課の中に就業指導員活動件数というのがあります。

まず、保護率の推移を確認したいのですが、各委員会等で各委員のほうからさまざまな質問もございましたけれども、いま一度保護率の推移ということで、5年ごとに刻んでお伺いしたいと思います。

それともう一点、保護世帯数について、年度平均で結構なのですが、現在の高齢者世帯、母子世帯、障害者等の各世帯数について教えていただけますでしょうか。

#### （福祉）生活支援第1課長

まず、小樽市の保護率の推移ということでございますけれども、平成5年度24.3パーミル、10年度25.5パーミル、15年度32.1パーミル、19年度37.9パーミルとなっております。

それから、年度平均の世帯数ということで、19年度の類型別の保護世帯数でございますけれども、高齢者世帯につきましては1,588世帯、母子世帯が457世帯、傷病・障害者世帯が1,258世帯、それからその他世帯が291世帯、合計3,594世帯でございます。

#### 千葉委員

生活保護に関しましては、健康で文化的な最低限度の生活を保障するという観点からつくられた制度であります。いろいろ議論もされておりますけれども、いろいろ今、そういう生活保護についての不正受給ですとか、滝川市での生活保護費詐欺事件もありました。市民の関心が非常に高まっているところなのですけれども、私は本当に働く意欲がある方への就業指導員活動件数について質問させていただきたいのですが、昨年度の事務執行状況説明書の中では、相談件数が男女に分かれています。また、就職件数についても男女に分かれて数字が載っておりますけれども、まずこの就業指導の内容について、小樽市ではどのような取組をされているのか、お聞かせ願います。

#### （福祉）生活支援第2課長

就業支援の方法というか、内容ということでございますけれども、まず一つには、その世帯の対象の方がいわゆる就労できる状況にあるかどうかの確認をしております。これにつきまして、本人の申立てというのがあるのですが、特に病院にかかっているような場合については、医師の意見を確認させていただいて、就労ができるかどうかということを確認しております。その後、就労が可能であるという方につきましては、一番難しいのが就労に対する意識づけというか、動機づけなのですけれども、さまざまな要因で仕事ができなくなったりした方も多々いますので、それぞれ個々の世帯の状況、あるいはその方がこれまでどういう仕事をしていたのか、あるいは年齢ですとか、資格ですとか、すべてそういったところを確認いたしまして、個々の対応ということで進めております。ある一定程度の意識づけ、動機づけができて、就労に向けて意欲を持ってきたという方につきましては、就業指導員の面接、あるいはハローワークの窓口での相談というものに進んでいきまして、最終的には就労に結びつけていくということで進めております。一律の基準を設定しているということではなくて、あくまでも個々の世帯、個々の被保護者の状況に応じて対応していくというスタイルで取り組んでおります。

#### 千葉委員

今御答弁があったように、個々の世帯にそれぞれさまざまな状況というのがあると思うのですけれども、お聞きしますと相談を受ける側の専門性といいますが、そういうのも要求されるというふうに思っていますが、その就労

支援をする就業指導員の方というのは、小樽市では何名いるのでしょうか。

（福祉）生活支援第 2 課長

小樽市では、現在 1 名の配置でございます。この者につきましては、ハローワークに勤務していた者で、ハローワークとの連携、あるいは就業指導に向けて経験があるということで、現在配置しております。

千葉委員

今、生活保護受給者の方も多くなってくるということで、生活保護費自体が本当に上昇傾向にあるというふうに思います。その中でも、やはり働きたくても働く場所がないですとか、今、子育て中の母子家庭の方々が主になると思いますけれども、子供が小さくて働きに行けないけれども、もう少し手がかからなくなれば必ず働きに出たいという母親もたくさんいると思います。ただ、先ほどおっしゃいましたけれども、その意欲づけ、意識づけが非常に重要な支援になってくると思いますが、小樽市では個々にいろいろ対応しているということなのですけれども、自治体によっては、そういう就労支援のプログラムをいろいろ分けて行っているところもあるというふうにお伺いしているのです。例えば就労支援プログラムですとか、また体験的なプログラムですとか、日常生活意欲支援プログラム等々、そういうものを自治体できちんとつくって取組をされているという報告もあります。そういう中で、決してそれで生活保護費が縮小になるとか、明らかに目に見えて減額するという効果ではないけれども、就職決定件数が横ばいになっているという結果が出ているということもあるものですから、本当に働きたい方が増えるように、小樽市としてこれから、こういう方々のための就労支援について、いま一歩何か新しい取組はないのかということをお聞きして、質問を終わりたいというふうに思います。

（福祉）生活支援第 2 課長

国のほうでも、いわゆる就労支援のプログラムのほかに、要は社会生活になじむようにということでの生活支援ですとかの幾つかのメニューについても提示されているものはあります。現実的に、他市町村では行っているところもございます。小樽市につきましては、なかなかその辺まで広げるといことについては、現在のところ難しく、検討中という状況です。ただ、就労支援ということがメインになってきて、それに向けて動機づけ、意識づけの前段の中で日常生活等についての支援を行っていくという部分では、あくまでも、現在も個々のケースワーカーなり、あるいは民生委員ですとか、母子家庭については児童相談所ですとかというような関係機関と連携を深めて対応しております。現在は、プログラムという名前でそういうマニュアル的なものは作成しておりませんが、そのプログラムにかかわる部分では、各関係機関と連携をして進めているという状況でございます。

高橋委員

「小樽の水」の販売状況について

それでは、初めに水道局にお伺いいたします。

まず、ペットボトル、小樽の水についてですけれども、大変売行きが好調というふうに伺っております。平成 17 年度からの事業開始というふうに聞いておりますけれども、まず 17 年度から 19 年度までの売上本数を、それぞれお願いします。

（水道）総務課長

小樽の水の販売状況についてであります。平成 17 年度につきましては、11 月からの販売ということで、販売本数は 1 万 2,803 本となっております。18 年度は 9 万 5,952 本、19 年度につきましては 13 万 8,000 本という状況になってございます。

高橋委員

非常に増加してきているわけですが、当然営業努力をされているというふうに思います。この増えてきている内容、要因について教えていただきたいと思っております。



（水道）総務課長

販売本数の増えている要因でございますが、平成17年11月に試験販売をさせていただきまして、当初は販売店もゼロという中でスタートしました。水道局の管理職を中心に、販売店の増加に向けて、個別に営業活動をいたしまして拡大を図ってきたところであります。現在、約100店舗の販売店を確保しているところでございます。

また、その販売店の中には、コンビニエンスストアも入っておりますけれども、物産協会ですとか観光協会との連携を図りながら、また東京のアンテナショップなども活用しつつ、それから各団体との情報のやりとりの中で何とか小樽の水を使っただけないだろうかというような話をして、あらゆる総合的な多方面の営業活動によりまして、このような13万8,000本という状況になったものと考えております。

高橋委員

本当に努力をされているというふうに思います。

ちなみに、この利益についてはそう大きな金額ではないとは思いますが、どのぐらいになっているのか、説明をお願いします。

（水道）総務課長

利益の関係でございますが、平成17年度につきましては、11月からの販売ということと、あと販売本数も少ないということで単価が高かったという結果から、95万2,000円の赤字、それから18年度につきましては、利益が出まして85万8,000円、19年度につきましては177万7,000円の利益という状況でございます。ただし、この利益の算定の条件がございまして、ペットボトルに関する業務を行う者の人件費、また運搬に伴う車両経費については含まないという形の積算による利益でございます。PRということで始めた事業でございますので、なるべく水道事業のほうに迷惑をかけない形で何とか販売促進に努めてまいりたいというふうに思っております。

高橋委員

今後とも頑張ってくださいと思います。

水道事業・下水道事業のコストについて

それでは、質問を変えます。

水道事業、下水道事業、それぞれのコストについてお伺いしたいと思います。

初めに、水道事業のほうですけれども、1立方メートル当たりのコスト、料金単価、それから給水原価について、直近の5年間、平成15年度から19年度までの数字をお願いします。

（水道）総務課長

水道事業における料金単価でございますけれども、平成15年度は184.5円、16年度185.4円、17年度186.9円、18年度187.9円、19年度189.4円となっております。

また、給水原価につきましては、15年度は202.9円、16年度は201円、17年度は203.4円、18年度は201.7円、19年度は197.0円となっております。

高橋委員

次に、下水道事業のほうで、同じく使用料単価、それから処理原価、同じく平成15年度から19年度でお願いします。

（水道）総務課長

下水道事業における使用料単価につきましては、平成15年度146.3円、16年度147円、17年度148.7円、18年度149.7円、19年度は150.2円となっております。

また、汚水の処理原価につきましては、15年度262.1円、16年度199.3円、17年度247.1円、18年度149.7円、19年度は153.6円となっております。

高橋委員

水道事業にしても、下水道事業にしても、それぞれの例えば料金単価、給水原価のこの差については、一般会計からの繰入れ、それから企業債等の関係で穴埋めをするというか、帳じりを合わすという考え方でよろしいでしょうか。

（水道）総務課長

そのとおりでございます。

高橋委員

今の数字を見ますと、そんなに大きな差はないというふうに思っております。ただ、下水道事業のほうで、実は心配していた点が逆転現象となっていて、不思議だというふうに思いますけれども、平成18年度から、使用料単価と処理原価の差がほとんどなくなってきているというふうに感じております。通常、下水道事業であれば、相当な資本的コストがかかるので、この差が開くというのが普通なのですけれども、なぜこのようになったのか、要因を教えていただきたいと思っております。

（水道）総務課長

下水道事業における使用料単価と汚水処理原価の関係でございますけれども、平成17年度までは、一般会計から収支不足ということで多額の繰入れをいただいております。18年度からは、国の財政対策ということで新たな起債措置、資本費平準化債ですとか、下水道事業債の特別措置分、それから繰入れの中でも、汚水・雨水の公費負担分の割合が変更されルール分が増えたということで、そういった要因の中で、使用料単価と汚水処理原価の差が縮まったという状況になっていると考えております。

高橋委員

それで、一つだけ心配な点がありまして、今、大規模な更新工事を行っているわけですが、金額的には100億円に及ぶような金額になるわけで、その設備投資を考えた場合に、このコストにはね返ってこないのかというのが非常に心配です。今後、10年、20年のスパンで考えたときに、この使用料単価、それから処理原価への影響について、どういうふうに考えているのか、その点をお聞きしたいと思っております。

（水道）総務課長

下水道事業の更新計画は、多額の建設事業を持ちまして計画しておりますけれども、そういった中で汚水処理原価等にどのようなね返りがあるのかという御質問ですけれども、経営状況を説明させていただきたいと思っておりますが、私どもといたしましては、人口の減少ですとか、景気の低迷で使用料が減少しているといった中では、人件費を含めて維持管理費などの圧縮に努めているところであります。

また、この更新計画は97億円と多額でありますけれども、財政シミュレーションをする中で、投資可能額をきちんと見極めながら私どもは計画を立てているところであります。

一方、国の財源対策としまして、3か年5兆円規模による借換債、水道・下水道は140億円ほどの借換えを行う予定ですが、これらによる利息の軽減ですとか、そのほかに、先ほども説明いたしました資本費平準化債の拡大分の活用ですとか、その辺を財政計画の中にシミュレーションしまして、損益収支は大丈夫かどうか、それから資金ベースにおける資金についてはどのような状況にあるのか、総合的に勘案しながら今の事業を進めておりますので、そういった中では市民負担の増加ということは今のところないというふうに考えております。

水道局長

補足いたしますと、今、私ども水道局としての考え方ですけれども、今、委員がおっしゃいましたように、これから水道事業もそうなのですけれども、今、既に下水道事業では、中央下水終末処理場の污泥焼却設備の工事が始まっておりますけれども、施設の更新といったものにこれから多大な費用を要してくるだろうというふうに予想されます。そういった中では、今後のいわゆる中・長期的な収支を踏まえて、こういった計画で施設の更新をしていく

かということが非常に大事なことというふうに認識しておりまして、今年度中に、いわゆる上下水道のビジョンというものを作成したいというふうに考えています。その中で、いわゆる今の中・長期的な収支計画もその中である程度見極めながら更新事業を行っていきたい。当然このビジョンが作成されまして、収支計画もできた段階では、市民の皆さんにこういった情報も積極的に提供していくというふうに今考えています。ビジョンは今年度中に作成する予定ではありますが、最終的には大体、21年度になってしまうかと思えますけれども、今、具体的にそういう作業を進めていこうとしているところであります。

高橋委員

下水道については、以前、シミュレーションもいただいていますので、今後また議論をさせていただきたいと思えます。

除雪費について

次に、除雪費について何点かお伺いしたいと思います。

決算説明書の179ページにありますけれども、まず、この中では具体的には出ていないのですが、置き雪対策を昨年度から始めたというふうに聞いております。

まず、この路線と世帯数、事業費もわかれば教えていただきたいと思います。

（建設）雪対策課長

置き雪対策の世帯数と事業費でございますけれども、ステーション別で申し上げますと、第2ステーションから第6ステーションで実施してございます。第2ステーションにつきましては、世帯数16世帯、第3ステーションについては11世帯、第4ステーションについては12世帯、第5ステーションについては23世帯、第6ステーションについては14世帯、合計5町会で76世帯という状況になってございます。

また、事業費でございますけれども、地域総合除雪の中に含まれている部分がありまして、細かい金額は押さえではございませんけれども、約140万円程度となっております。

高橋委員

これは以前からの課題であったわけですがけれども、実施した段階で課題と問題点が出てきたかと思えますけれども、どういう内容が出てきたのか、教えていただきたいと思います。

（建設）雪対策課長

課題と問題点ということでございますけれども、課題につきましては、実施してアンケートをとってございます。その中で、不満という部分が出てございます。この不満という部分については、もっと幅を広げてやってほしいとか、そういう部分でございます。

問題点につきましては、最初、私どもが実施する中で、いろいろ地域の町会等を中心に対象世帯を模索したところでございますけれども、65歳以上の除雪弱者が多いところについては、絞ることができないなど、そういう部分で、選定に当たって幾つかの問題点がございました。

高橋委員

除排雪業務委託料の欄ですけれども、平成19年度では、排雪量41万3,891立方メートルで6億4,000万円という形になっていますが、この直近5年間のそれぞれの数字を教えてください。

（建設）雪対策課長

除排雪の委託料の費用でございますけれども、直近5年間で申し上げますと、平成19年度が6億4,090万9,950円、18年度が4億6,777万1,220円、17年度が8億9,691万3,822円、16年度が6億9,706万2,660円、15年度が4億6,347万8,820円となっております。

高橋委員

私も、数字を上げて、単純ですけれども立方メートル単価を割り返してみました。平成17年度は、非常に雪が多

い年でした。19年度は、逆に少なかったということです。約倍以上のかい離があるわけですが、この内容について説明をお願いしたいと思います。

（建設）雪対策課長

平成19年度と17年度のその倍以上の、排雪量ということですが、その排雪量につきましては、単価的に考えますと、19年度と17年度につきましては、単純に排雪量で割りますと単価が違います。この違いにつきましては、19年度の除排雪業務委託料、6億4,000万円というものにつきましては、除雪経費と排雪経費とに分かれてございます。19年度につきましては、除雪経費が4億3,711万7,950円となっております。また、排雪経費につきましては2億379万2,000円となっております。そういう中で、その排雪量で排雪経費を割りますと、1立方メートル当たり約490円という状況となっております。また、17年度につきましては、同じような形で1立方メートル当たりの単価を出しますと、約450円という状況となっております。これを見ますと、その除雪と排雪の費用の差がございまして、トータル的に言えば、その排雪量が倍になっても、排雪の立方メートル単価につきましては大体同じような状況になってございます。

高橋委員

できれば今の説明について、資料として後で出していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（建設）雪対策課長

後ほど提出いたします。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

-----  
山口委員

地方自治体の財源確保について

私は、細々項目ごとにいろいろお聞きをすることは苦手なものですから、いたしません。

基本的に、地方自治体の財政というのは大変厳しいということで、小樽市は特に大変な状況になって、平成19年度の決算までずっと赤字です。数字を見ますと、一般会計の決算規模で、11年度がピークでしたけれども、767億円、19年度決算で554億円ですから、約28パーセントも減少しているということです。これだけ財政規模がすごく小さくなっています。

職員数を見ましても、11年度との比較でございますけれども、これは特別会計も含めていいますと2,315人いたのが、1,920人ということで、相当減ってきているわけです。基本的にはそれだけ、ある意味では自治体の財政規模が小さくなった、それに住民サービスも含めて縮小され、なおかつ職員の給与等も、今、実質20パーセント減ということになっておりますけれども、そういう中でいかに効率的に行政運営をするかということが基本的な課題になっているということだと思えます。

この間、市長も出席されていた委員会の御答弁でも、このままいって、もう職員の給与も含めて、なかなかこれ以上というのは難しいのではないかと。そうすると、結局行政サービスというところのカットに手をつけていくようなことになるのではないかと心配をしているということをおっしゃってございましたけれども、本当に待たなしの状況に、小樽市だけではなくて、地方自治体の財政というのはとんでもないところまで来ているというふうな、私もやっと5年半の議員生活ですけども、ずっともうそういう議論ばかりになっているのは大変残念です。この間、地方交付税が、11年度で180億6,300万円だったものが、19年度には147億8,800万円ということで、18.1パーセントの減少ということになっております。結局、三位一体の改革とは一体何だったのか。国は約800兆円の借金を抱えているわけです。地方は200兆円ということで、合わせて1,000兆円を超える借金を抱えて、それを何とか改善していこうということで始まったわけですが、どうもその痛みが地方にばかり振り向けられているのでは

ないかというふうに感じているのは私だけではないと思います。この間、いろいろな改革がされたと思いますけれども、特に補助金の改革等、私はぜひ地方から、例えばいわゆる二重行政と言われているようないろいろな事業ですとか、あとは補助金でなくても一括交付金でいただいて、地方の自由な裁量や知恵で工夫をしてやれば、行政コストも少なく済むし、なおかつ市民サービスのほうに力を注げるといような事業も含めて相当数あるのではないかということが長く言われているわけですが、なかなかそういうところに手がつけられていないとかという状況があったのではないかと思うわけです。

今、ここに本を持ってありますけれども、「地方自治自立へのシナリオ」という、「国と地方を救う『役割分担明確化』の視点」というサブタイトルで、埼玉県志木市長をされていた穂坂さんという方が中心になって監修された、これには北海道の職員の方も参加をされて、いわゆるシンクタンクの方、それから県の職員の方とか、それから大学の先生も含めてですけれども、そういう方々が実際にある自治体について、具体的に事務事業や補助金とか、交付金の事業とか、自治体が行っている事業を細かく調査されて、その中で、いわゆる役割分担明確化ということはどうしたら効率的にできるのかという視点からおやりになって、例えば官のやる仕事、民に振り向けられる仕事、もう一つは国がやれる仕事、地方自治体、いわゆる都道府県ができる仕事、それから市町村が十分にできる仕事というものを振り分けて、そして行政の効率化、コスト削減を図って、その効果がどの程度あるのかということを試算されたものであります。

私は、まだ全部読んでいませんが、この本に対しては、ただ官から民へ振り分ける仕事の部分で私は若干異論があったわけですが、特に国の補助金に対しては相当数が、いわゆる補助金の額が国の一般会計と特別会計からの補助金を合わせて、地方向けで18兆7,000億円あるというふうには書かれてありますけれども、そのうちの7兆8,261億円は、十分に地方で責任を持ってやれる事業だということで、改革をなさいという提言をしております。これをどうするかというと、廃止後は、この本で整理をしている部分ですが、地方に補助金ごとに地方税として移譲、又は地方交付税、一括交付金として交付すべきなのだ。内訳は、先ほど申し上げた7兆8,261億円のうち5兆1,317億円は、地方税として移譲できる。それから、1兆9,215億円は地方交付税、又は一括交付金として移譲できるのだということを言っているわけです。結局、国はいろいろとかけ声をかけるのですけれども、みずからの手でこういう改革についてはなかなか手を出さないということがありますので、私はやはりもうここに至った以上、確かに市長は全国市長会などで要望はしていると思いますけれども、自治体みずからが、国や、北海道から補助金でやっている事業を中心にして、いろいろ制約もあるし、大変これは事務作業も、例えば申請にかかわるような事務とか、それから検査とか、報告とか、そういうことも含めて、住民に向かう仕事をすべき自治体の職員が国や道に対してしなければならぬ仕事量が膨大にあるのではないかと。そういうものも含めてこれは見直すれば、そこで行政コストというのは削減できるわけですから、しっかり見直しをしないと、自治体のほうにお金が回ってくる要素がないわけですから、そういうことを提言して、そして改革をしていただいて、財政危機にある自治体にお金を回していただかないと、もうほとんど立ち行かないということになりはしないかと、ずっとそういうふうにも思っていました。行政側のいわゆる事務作業について、先ほどいろいろ細かくお聞きしまして、一生懸命説明をされておりました。その個々の国・道の補助金による事業というのはたくさんあると思いますけれども、そういう中で、やはり制度的にちょっと問題があるのではないかとこの間を感じている部分というのは、どうですか、私は自治体の職員になったことはありませんし、現場の作業で、私はボランティアのほうはやっていますけれども、行政の経験はありませんからわかりませんが、そういうことを日々感じていると思うのですけれども、今、私が申し上げた点で、率直にこういうところで御答弁するのは難しいと思いますけれども、例えば総務部長、財政部長でも結構ですが、その辺について、もし御感想があれば、お話をいただきたいと思っております。

（ 財政 ） 財政課長

補助金に関する手続等でございますが、一般的に補助金の事業につきましては、補助要望を出しまして、その次

に補助内示という形で国・道から来ます。それが終わった後に交付申請、交付申請した後、交付決定が来ます。いよいよそれを終わった後、事業着手、それから事業着手した後、事業の結果報告という形をとりまして、それが終わった後、事業が終わってから補助金のお金の申請書を出して、補助金として入ってくるわけです。そういうふうな形を考えて、終わった後、委員が言われたように、国の補助金ですので、会計検査を受けたり、あるいは目的が定められていますので、用途の変更のときにはそういう許可が必要ですし、あるいは繰上償還ということが出てきます。いろいろとそういうような手続があるということは事実でございますし、一般的な話でございますが、そういう制度になっているということでございます。

財政部長

国のやっている仕事と、それから地方のやっている仕事の思いとありますが、観点もあろうかと思えますけれども、私が思いますには、例えば教育とか、生活保護ですとか、ある程度全国民がひとしく受けるべきサービスもあろうかと思えます。一方で、まちづくりとか、道路行政も一つでしょうけれども、各地の実情に応じて、各住民の判断で進めていく部分も確かにあるのだと私は思うのです。現在、言われておりますけれども、私ども地方自治体が行っている仕事と国の仕事、国が4で地方が6と言われております。財源がちょうどその裏返しになっておりまして、国に6が入って地方に4が来ると。その補完するものとして交付税制度があるのでしょうかけれども、地方としては、やはりもっと自立、地方分権の流れの中で、みずからの選択の中で事業を進められるように、その地方税財源の充実というのは、移譲を進めていただく中でそういう方向に持って行っていただきたいというのが強い思いだというふうには思っております。

山口委員

大変御答弁がしにくい質問をしまして申しわけないのですが、私と同じような考え方を持っていてありますことに安心いたしました。私も、この本を読むまでわからなかったことがたくさんあるわけですが、特に補助金の申請にかかわる行政経費を、ある市を例に調査をして、研究をしているわけですが、この中で補助金が細分化されて、大変少額な補助金がたくさんあるというのです。それをある意味では、先ほど財政課長に御答弁いただいたように、申請にかかわる事務作業とかそういうものが大変膨大なのだということをおっしゃっていましたけれども、例えばこれは平成16年度に、ある市で国・県の補助金、2,000件を対象に申請等の事務経費を、いわゆる職員の平均給与を時間に換算して掛け合わせて算出して、調査もしているわけですが、財政規模が小樽市より少し小さい市だったそうですけれども、1億円の経費がかかったということが調査として出ているのです。例えば問題点として、補助金の額より事務経費のほうが逆に多かったという事例も出たそうです。そういう意味で、やはり補助金改革というのは、先ほども財政部長がおっしゃったように、細々すべての補助金について、地方でやれるようにしろということでは決してないわけです。国が関与して、どうしても国の責任においてやっただかなくてはいけないような事業については、国が責任を持ってやるということでないといけないわけですから。この本では、基本的には、先ほど申し上げました18兆7,000億円のうちの、先ほど財政部長もおっしゃっていましたけれども、生活保護費負担金とか、老人医療費の給付金の負担金とか、介護給付金の負担金とか、その他障害者自立支援給付費負担金とか、当然国民健康保険とか、介護保険とか、そういうものについては、基本的には廃止の対象にはしておりません。先ほど財政部長もおっしゃっていましたけれども、公共事業の補助金の大半、こういうものについては廃止に分類をしております。その総額が基本的には、先ほど申し上げました7兆8,261億円ということで、これは約40パーセント以上、これは地方といっても自治体だけではないですが、都道府県とか市町村に渡せるのではないかとこのように結論づけているわけです。

総論として、今、私が申し上げましたけれども、自治体が一番御存じなわけですから、みずから事務事業の検証をして、そうした中で、どういうものを改善していただきたいのかということをややはり自治体のほうから具体的に国のほうに上げていくということが私は今必要ではないかと思えます。そうした地方の声が、国を動かすことにつ

なっていくのではないかと私は思うわけです。予算がどんどん厳しくなっているという状況をずっと見ておりまして、やはり自治体の努力ではもう限界に来ているのだと本当に思いますので、ぜひそういうことも含めて、今後、特に市長サイド、総務部長も今日いらっしゃいますけれども、要望を一般的に行うのでなくて、具体的に行っていただくようお願いしたいと思っておりますけれども、その辺についてどうですか。

総務部長

先ほど来のお話の中で、一つは職員数の話も出ましたけれども、2,300人が1,900人に、実態は、この4月でもう1,800人台になっています。昭和50年代、2,600人から2,700人いた時代と比べると本当に大きな職員数の減の中で、業務は増えています。一方では効率的な業務を目指して機械を入れたり、いろいろなことをやってきましたけれども、現実の中では相当簡素化しないともう厳しいという状況が事実です。いろいろな努力を進めていますけれども、今お話にありましたその仕事の仕方というか、行政の仕組みも変えなければなりませんし、行政のあり方も簡素化をしながら進めていくという部分では、それぞれの地方自治体の首長レベルでいろいろなお話をし、山田市長からも道なり国に申し上げていますし、そういう機会を通じて、全国市長会なりを通じてそういう話をさせていただき、我々是我々のレベルで職員が集まる場面が、全道的にも全国的にもありますので、いろいろな機会を通じて、今みたいなお話というのはやはり少しずつしていけないと、現実に行政が立ち行かなくなる場面も頭の中ではちょっと描かれますので、常日ごろからそういうことを我々の内部でも話しながら、みんなの中で少しもみながら、御提言の趣旨も十分踏まえて進めていきたいというふうには思います。

山口委員

もう一つ、資料として皆さんにお知らせしますが、ずっとこう小さい政府と言っていますね、日本は。大変大きな政府を持っているのではないかと、誤解されているところがあると思うのです。私は、毎年資料を、いろいろなデータを基に、自治体だけでなく国の資料を基につくっているのですが、この中で、公共部門に働く労働者が全労働者に占める割合というデータがここにあります。これは驚くことに日本は9.2パーセントです。ちなみにアメリカは18.3パーセント、イタリアは24.4パーセント、ドイツで25.8パーセント、イギリスは31.4パーセント、フランスは32.6パーセント、スウェーデンは38.2パーセントです。これはOECDの中で最低です。これ以上小さくしようがないというところがあるのです。

もう一つ、日本は官か民しかありませんけれども、欧米諸国というのは市民セクターというのが一方であるわけです。日本にも特定非営利活動促進法が制定されましたけれども。欧米は、NPOで働く人が、大体公的部門を補完する意味で、行政の仕事も当然受けて特に福祉とかをやっていますけれども、一方で寄附税制が大変充実しておりまして、NPOがこういうサービスをしたいのだということで手を挙げて寄附を募って、自主財源を持っているわけです。要するに、所得税の3パーセントとか5パーセントについては、これは国によって違いますけれども、国に税金として払うのと同じような扱いで、NPOに寄附できるのです。そういう意味で、そこに就職をする方も大卒でたくさんいるわけです。そういう方がNPOの事務をする専門家としてそこに働いて、そしていわゆる行政と一体になって住民サービスを行ったりしているわけです。そういう制度を持っていて、GDPの10パーセントぐらいを担っているということなのです。そういうことも含めておりますから、若干、今、先ほど申し上げた数字が、ある意味ではアメリカでも18.3パーセントと言われたときに、そこもたぶんこれを含めての数字だと思えますけれども、日本が極端に少ないですので、そのことも含めてお知らせしておきます。

多重債務解消による滞納整理の取組について

質問を変えますが、私は、第2回定例会で、市税の滞納について、その収納効果を上げるために提案をさせていただいておりましたが、その中で、各自治体が、特に多重債務者の掘り起こしをして、そういう方の多くは市税の滞納をされているわけですから、そういう人の掘り起こしをして、そして要は、いわゆる過払い金、前に申し上げたから、あまり詳しく言いませんが、いわゆるグレーゾーン金利というのが違法ということで、最高裁で判

断が示されましたが、基本的には18パーセント以上で貸すことはいけません。利息制限法で定められた18パーセント以上で貸してきた、特にずっと最近では19.2パーセントぐらいで貸していたわけですから、これをさかのぼって過払い金として返しなさいということですから、そういうふうな金額が相当地方に埋もれているのではないかとされているわけです。前にも例を挙げましたけれども、倶知安町で開業されていた宮原さんという弁護士が1,000件ぐらいのそういう事例を掘り起こされて、3年間で6億円の過払い金を取戻されたという事例を述べさせていただいたわけです。小樽市の滞納状況を見ると、大変努力して収納業務をやっているものですから、この大変市民経済が苦しい中でも、市民の方も一生懸命払っていると言ったほうがいいかもしれませんが、個人市民税で、平成18年度で3億5,000万円、固定資産税・都市計画税では27億円もありますけれども、たぶんこの中で19億円ぐらいがいわゆる小樽ベイシティ開発関連だと思えます。

江別市が、北海道で初めて行政の立場で消費者金融を相手に、基本的には債務者にかわって裁判をして、過払い金の中から税の滞納をした分を取り戻すということを今やっているわけですが、小樽市もできればそういうことも含めてぜひ検討していただきたいというふうに申し上げておりました。

相談者に弁護士のところに行きなさいと言っても行かないわけですが、これは明らかに過払い金があるという事例というのはわりと簡単にわかりますから、弁護士とつないで、そういう意味でどんどん掘り起こしをして、滞納整理をしていく。これは互いにメリットがありますから、多重債務者は大変苦しんでいますし、なかなか行かないということがありますので、今、再任用制度というのがありますね。相当行政経験もあってベテランの職員というのがいるわけですから、そういう人たちを活用して、行政が優しく掘り起こしていくということを、ぜひやっていただきたいと思うわけです。その辺について、その後どんな対応をされたのか、今後また、今、私が申し上げたような対応を含めてやっていただけるのか御答弁をいただいて、質問を終わりにします。

（生活環境）生活安全課長

多重債務の件についてですが、小樽市では消費者センターが相談の窓口の一つというふうに思っています。相談員を置いて、ここ5年ぐらい前から相談を始めて受け付けているわけですが、いろいろな弁護士を呼んで勉強したりして、先般も、私も出席しましたけれども、弁護士に講師をお願いして若干話をしてもらったというような状況でございます。

それから、今、山口委員がおっしゃった掘り起こしの問題ですけれども、私どもの相談員が納税課の研修会に出前講座といいますか、そういうことで少し多重債務について勉強していただく機会を設けようと思ひまして、再来週に研修会を行う予定になってございます。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

吹田委員

土木・建築工事入札の監査方法について

最初に、私のほうは土木・建築工事に関連しまして、監査委員のほうに少し質問をしたいと思います。

まず、この土木にしても、建築にしましても、この関係で、そもそも予算がつくれますが、その予算は入札で基本的に対応するための数字ということになっているのですけれども、この数字の作成過程について、どのような内容の確認をされているのでしょうか。これは、基本的には、計画、実施、そして結果、そしてそれを全体的に監査するというのが基本だと思っていますので、このことにつきまして、特にこういう予算の作成に当たっては、担当部局が自分の頭の中でつくるものではなくて、多くの場合は、そういうものがどのような形でできるかということについて、個々のものにつきまして、積算用の見積りというものをとると思うのです。そういう見積りにつきましても当然あると思うのです。そういう中で、そういう中身についてどのような形でチェックされているかという



ことで、これにつきましてお聞きしたいと思うのです。例えば何か例を挙げて、この工事についてはこういう形のことをやりましたとか、こういった形のものがありましたとか、契約管財課で扱っているのが結構な件数なのですが、そういう中では、具体的に例えばこういう工事の場合はこういうふうにやりましたとかというのがあれば、それについて御答弁をいただきたいと思います。

監査委員事務局次長

いわゆる工事監査についてのお尋ねかと思えます。

小樽市の監査委員のほうで工事監査について行っている内容といたしましては、実際契約を行い、工事が終了した後の支出する段階での支出調書に関しまして審査をしているということでございます。

内容につきましては、この支出調書についております一連の書類ということで、その工事の内容によって違うかと思えますけれども、施工の位置図ですとか図面、あるいは工事の施工期間ですとか設計の内訳、これが委員がおっしゃってありました予定価格の積算根拠になるものかと思えますけれども、そういった設計内訳、あるいは工事費の内訳です。それから場合によっては仕様書、そして入札の伺い、予定価格書、それから工事によって違いますが、入札書なり見積書、それから契約書、契約締結後の着手届ですとか工程表、あるいは工事が終わった後の完工届、そして検定調書、受渡書、こういった一連の書類の審査は行っておりますけれども、今、委員がおっしゃいましたその作成の過程の監査なりなんなりというのは行っていないというのが現状でございます。

吹田委員

基本的に、これは監査委員のほうで、これについては間違いのないというものが我々に出てくると考えているのです。これは、ただ書類審査だけで中身がどうであるかということについて、それは業務的にそういう監査などはやっていませんというだけで、おさまる問題なのでしょうか。やはりその内容がいかにきちんとなっているかということを見ていただかなければならないのかと思えます。

この問題については、私は前にも話したのですけれども、ただ、そのときもそういうふうな御答弁をいただいているのですけれども、ここまで来まして、市の財政的なものもありますから、やはり必要なお金を必要なところに使うということは当然の話だと思いますけれども、そこでやはりきちんとしたチェックが必要だと思っております。その中では、私に言わせれば、監査委員がここですべてのことについて最終的なチェックをして、監査委員が中身について責任をとるのだということだと私は思っているのです。今のところ、後で私たちが中を見ることができないというのが現状でございますので、私は監査委員にそこを期待しているということでございます。

それで、こういうものにつきまして、例えば入札にかかわって、普通、民間でやる場合は、すべての入札について中身をつけたもので、積算根拠を示したものを付けて入札価格の金額を出していただくということを聞いていたのですけれども、市の場合は、金額のみで入札をしている。そして終わった後で、応札した業者が見積りというか、積算の根拠を出すというやり方をしていると思えますから、そういう面では私にすればさっぱりわからないと思うわけです。そのときに、どこの企業がどういう内容の単価でできたのかということを見なければ、それが適切かどうかというのは判断しようがないというのが現実だと思います。そういう部分において、監査委員のほうはそういう責任という問題を考えたら、私はそこまでやはりきちんとしておかないとならないだろうと考えているのです。この辺のところの内容につきまして、例えば今言ったのですけれども、そういう工事業者からの見積りなども見えないというふうに言っていましたけれども、その内容については精査しているのですか。

監査委員事務局次長

先ほども答弁をさせていただきましたけれども、書類上の審査しかしていないというのが現状でございます。

それともう一つ、監査の視点といたしましては、法令に違反していないかどうかということを中心に、あるいは計数が関係書類と一致しているかどうかということを中心に審査なり監査なりをしているというところでございます。予定価格に対して入札なりをしてくるときに、業者のほうの内訳と申しますか、そういうものについても把

握しなければ、適切な価格かどうかということ判断できないのではないかなというお話だったかと思うのですけれども、現行の制度の中では、予定価格に対してその応札価格が一番低いものが落札するというのが原則でやっております、違うやり方もありますけれども、私どもが見るときの視点としては、そのとおりになされているかどうかという視点でやらせていただいているというのが現状でありまして、入札のときには、その業者の内訳と見積りといいますが、そういうもの自体がついてきません。ですから、それ自体はやり方を変えたとしてもできないというふうに思っております。応札した業者の価格を出すための内訳と見積りといいますが、そういうのは落札後に出されて、その工事なりを施工した部署で確実な工事の施工なり、契約内容の施工がなされるかどうかという観点から見るということですけれども、それについては定期監査とかのときに、その部分については監査しているというのが現状でして、1件1件の入札してきた業者の内訳なり、あるいは設計するためのその作成の過程が正しいかどうかということは審査や監査はしていないというのが現状でございます。

吹田委員

今、業務のやり方についてお聞きしました。私は、例えば庁内には小樽市建設工事委員会とかというのがあつたんですね。これは、恐らく小樽市の建設工事にかかわつてのことで特別な委員会をつくつて進めているわけですがけれども、例えばそういうところでどのような形のものを協議されているのかということについて、監査委員が業務として、その中にオブザーバーとして参加して、それをどういうふうな形でやっているのかということをお聞きしたい、全体像をつかむことができないという感じもするのです。そういうものについて、例えばそういうところに参加して、その話の内容をお聞きしたいということをやっていることがあるのでしょうか。

監査委員事務局次長

一般監査ということで、定期監査については、財務に関することについて監査してございます。そのほかに行政監査なりというのがありまして、それについては、その事務執行についても監査ができるというふうになってございますけれども、今、委員がおっしゃいました契約管財課のほうで担当している建設工事委員会なりに、オブザーバーなりなんなりということで監査委員が入つたということは現在までございません。

吹田委員

私は、やはりそういう面では、人的な、そういう余裕があるかどうかわかりませんが、さまざまところで監査委員としての職責でそういうものに入って、内容を常に把握しておかなければ、結果の適切な監査が難しいと思つているのです。こういうものにつきましては、私はすごく大事なことを考えておまして、ただ、今の小樽市の基本的なやり方のスタンスがそうではないということではないかと考えています。

今、入札の落札率を見ますと、大体93パーセントから94パーセントぐらいのグループと、それから73パーセントから75パーセントぐらいのグループの二つのグループみたいに分かれておるのです。これについて、基本的に今、そういう手順を踏んで、チェックして、それで適切ということでございますけれども、こういう二つのグループに分かれておることについて、監査委員としては、たぶんその一つ一つについて適切という形で判断していただつたと思うのですけれども、この辺の全体的な部分を見まして、そのもの自体がその落札率で適切だつたというふうには判断したものは、何を根拠にしておりましたか。

監査委員事務局次長

先ほどお答弁をさせていただきましたけれども、監査委員のほうの工事に関するものにつきましては、支出調書に添付されておられます、先ほど申しました一連の書類について適正かどうかということで調べてございます。その中では、予定価格があり、入札書なり見積書なりがありまして、最低価格の業者が落札するという形になっておられます。そういうことについて監査なり審査なりを行っているわけですので、最低価格の業者が落札しているということでは問題がない、法に反していないという判断かと思つています。

この落札率について適切かどうかということにつきましては、法律的に落札率は何パーセントが適法とか

というものがございませんので、対象にはなっていないというふうに理解してございます。

建設部長

小樽市における工事に係る発注の妥当性というのはルールがございまして、建設部で設計されたものが500万円以上のものは、財政部審査担当で設計内容すべての見積りや単価、そういったものすべてがチェックをされて入札にかかります。入札におけるその結果としまして、落札率が、さまざまな業者側の企業努力の中で、結果として数字が出るというふうに思っております。その中で、確かに監査委員のほうは、そういった一連の事務的な流れの監査という仕組みに小樽市はなっておりますので、そういった意味では、実態とそれから事務の監査というのは、チェックというのは成立しているもので、特にその入札の結果がどうのこうのということにはならないのではないかとこのように考えてございます。

吹田委員

今、建設部長のほうから御答弁がありましたけれども、こういうもののチェックというのは、やはり今、外部の監査制度とかということで、いろいろと話が出ているのですけれども、私はもう外部に発注するから安くできるなどということではないと思いますし、内部できちんとした、そういうものについてやっていただくということがすごく大事なことだと考えています。やはりこちらとしては、今、建設部のほうで、きちんとそういうのは内部でチェックしていますとのことですが、私はあくまでも体制の内部であって、やはり一つ置いたところにこういう監査委員というものがあるわけですから、そこが最終的に内部でやったものをまた別の観点からチェックするということであると考えていますので、やはりそのところをきちんとやっていただく。また、今、そういう中では、そういった内部であるものについて、私はその人員をこちら側に持ってきて、そして専門にやっていただいたほうがそういう意味ではいいのかという感じもしております。ただ、これについては、これからのさまざまな行政のやり方の中で検討されると思うのです。

いずれにしても、今のこういう数字を見まして、私はよくわかりませんが、本当に予定価格に近い数字が出てくるのです。これというのは、何が原因でこうなっているのかと、94パーセントとか95パーセントとか、ぴたりと出てくるのです。だから、このあたりが、数字が最初からわかっているのかというぐらいの感じがするわけです。ただ、そういう業者の方であれば、もう非常にそういうのにたけていて、そういう積算についてはもう市がどのように積算するかなどというのをわかっているからこういった数字が出るというふうになっているのかどうかわかりませんが、ただこの辺のところは非常に不思議なぐらいの数字かと思っています。だからそういう面ではもう少し、ある意味では、企業の皆さんが、自分たちが仕事をとるために一生懸命努力してこういう数字になりましたということであればいいのですけれども、ただ、これが95パーセントといたら、恐らくそのほかの企業は96パーセントか98パーセントか100パーセントを超えているのではないかとこのように感じます。ですから、私はこれからも監査委員がきちんとそういうものについて、内容も含めてやっていただくということが恐らく絶対に必要だと考えていますが、この辺については、今の体制では難しいということを聞いています。私はやはりそういう形でやっていただくことがすごく市民のためになるのではないかと思います。これは、基本的には税金でやりますので、皆さんが支払ったもので小樽市に必要なことをやっていただくということで、市に負託しているわけですから、そういうもので、それをどのようにきちんと使うかということが大事だと思います。その辺についてそう思いますけれども、監査委員としては、そういうものについてどのような考えで今後とらえていくかということで、お聞きしたいと思います。

監査委員事務局長

まず、監査委員というのは事業の実施機関ではありませんので、市長部局なり、あるいはその公営企業管理者なりが事業をするときに、その事業に入って一緒にやるようなことはできません。事業が終わってから、その終わったものが適正に行われたかどうか、それを今、次長が答弁いたしましたけれども、監査なり審査なりでやっている

わけです。それが入札のときに一緒になってやるみたいなことはできませんし、今その落札率の話をされておりましたけれども、競争入札そのものの目的が低価格で実施するということになっていきますから、それで予定価格と落札した価格の差が小さいということを問題にされているようですけれども、競争入札の場合には、最低価格の入札者を落札者と決定して契約を締結しなさいというのが法の趣旨ですから、それが何か疑問があるということであれば、それはまた別の話になってくるだろうと。今の契約の仕方、入札してやっている。それが終わってから、監査委員のほうはそれを審査なり監査なりをするということにしかならないというふうに思っています。

吹田委員

これにつきましては、これからも私のほうとしては少し言っていきたいと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

社会福祉施設の債務負担行為について

続きまして、社会福祉施設の補助金の債務負担についてということで、今、老人を含めてさまざまな福祉施設に債務負担行為によって建物の返済等について補助していますが、その債務負担行為を基本的にやることになった小樽市の条例なりなんなりというのは、どのような形になっているのですか。

（福祉）地域福祉課長

今、老人福祉施設関係のことでのお尋ねですが、社会福祉法人から建設に伴う助成の申請がありまして、それを許可する条例、「小樽市社会福祉法人に対する助成に関する条例」というのがありますけれども、そういう申請に基づいて許可といたしますか、そういう承諾をして行なっています。当時、一括で助成するかについて、建設の際に一括で助成できれば、それはそういう判断をしたのでしょうかけれども、今の予算の状況で言いますと、10数年前から四、五年前まで、財政状況も厳しいということで、分割してその助成を行うという市の判断で債務負担行為の議決をいただいて、こういうような実態になっているというふうに承知しております。

吹田委員

今御答弁をいただいたのですが、この社会福祉法人に対する補助金については、昔は一括払いもあったのですか。債務負担行為というのは、恐らく何年かで払うからということで債務負担行為といたしますけれども、今までは、福祉の関係ですと、そういうものについて、助成ですと一括払いというようなことがあったのでしょうか。

福祉部長

何年前からというのはなかなか明確ではないのですが、以前は、社会福祉施設、老人施設も含めまして、国の補助基準というのがありまして、それを利用して市が国の半分を出すとかが、いろいろありますけれども、たぶん少なくとも20年ぐらい前までは、そういった基準に従いまして、基本的に一括で交付していたというのがほとんどだと思います。けれども、それ以降、いろいろな事情といたしますか、財政的な状況もありまして、その社会福祉法人なり相手方と協議して、例えば借入れで配慮してください、ですが毎年支払う分については、今言いました債務負担で支払いますという形が多くなってきたということがあります。

吹田委員

私は、そのことについては、もう30年も、何十年も、もっと前から、福祉施設の建物を建てる時に、国なり道なりの補助を受けた部分のほかは、本来は自費で建てるのが基本になりますから、そのときに昔の医療事業団から借りた部分について、地方自治体、いわゆる市町村が債務負担行為を行いなさいということで、国がやったのがそもそものスタートと考えているのです。ですから、そういう面では、債務負担行為というのはずっと前からあるのかと思います。道なども、今でもこういう借入れについては、老人福祉施設の借入れの建物については、基本的には債務負担行為を行うのが本当ではないかという話もされている形なのです。だから、その問題については、たまたま、例えば相愛保育所も昭和55年か56年に建てたときも債務負担行為で、その場合はほとんど法人が持たないで全額を市のほうで債務負担行為をして、そして20年間払っていますね。それから、これにかかわっては、道が市

の債務負担行為のところを上積みするという形で、金利の負担を道が持ちますということで、恐らく道があちらこちらのそういうものについて対応していたし、恐らく現在もそういうふうに行っている、基本的にそういう形であると思います。

今、老人福祉施設の補助に係る債務負担分の支出は、年間にどのくらいの金額となっているのでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

平成20年度の老人福祉施設関係の債務負担分の支出額ですけれども、7,290万7,000円になろうかと思います。

吹田委員

平成19年度の決算説明書を見ますと、大体老人関係の施設がほとんど同じくやっております、これも大体8年度から十二、三年度のときのものが今続いているという感じになっています。こういう形の中なのですけれども、社会福祉法人のほうに建物の債務負担としていわゆる補助金を出しているというのですけれども、こういう老人施設は、二、三日前の新聞にも、財政的には黒字が10パーセント程度から、今はいろいろな介護保険の関係などで、黒字幅が3パーセントぐらいに落ちたという形で、大変運営に危ぐされているという話があるのですが、今はこういった施設に補助金を出した場合、そういう単年度の決算書等が出てくると思いますけれども、そういう中では、財政状態は恐らく福祉施設の当期末の支払資金残高というのが出てくるのですが、こういうものがどの程度の財政状態にあるのかということについて、市のほうでは把握していますか。

（福祉）地域福祉課長

あくまでもここに書いている債務負担行為で行っているその補助金というのは、建設時に約束した建設費の補助ということで、例えば委員がおっしゃるように利子補給であったり、銀行の借入れだったりという部分を年賦で払っている部分ですので、それについてお金を約束どおり支払っています。そういった中で我々が出した補助金が適正にそういう金融機関などの利子補給に使われていたかという裏づけの書類はもらっておりますけれども、それ以外の決算状況とかというものについてはいただいておりません。

吹田委員

補助金と言われましたけれども、やはりこの会計に全部入ってしまいますので、基本的にはその会計の収支が出てこない、そういう点で確認ができないと思うのですけれども、その辺のところの書類というのはもらっていないということになるのですか。

（福祉）地域福祉課長

今話しましたとおり、そこに適正に支払われたという裏づけの書類は間違いなくいただいております。

吹田委員

今は、こういう福祉施設については、国がどんどんお金の使い方についてすべてを緩和して、いろいろなものに見えるような形になっているわけですし、以前は、福祉施設の場合は、使用の仕方について非常に細かく条件をつけていました。そういう中では、今の小樽市内のそういう老人施設について、どの程度の財政状態にあるのかということはすごく大事なことで、また、老人のこういった介護サービスの関係というのは非常に大事な部分ですので、そういう面では、そのことも含めてこういう建物については補助金を出して、財政的に、いわゆるおかしくならないようにというところでされていると考えています。そういうものについては、当然、市のほうでは福祉サービスを行う民間にそれをお願いするわけですから、そういうところの状況をきちんと把握しているのが本筋ではないかと私は思うのですけれども、その辺については把握されていないということで我々は理解していいですね。

福祉部長

社会福祉施設等に対する補助金の申請がありました。そのときに、御存じかと思いますが、その法人はどのような人だとか、信頼のある人だとか、あるいはやっていくのに運転資金があるかとか、そういったこと、いろいろな調書がございます。そういった中で補助するわけですけれども、その際は、補助して本当に生きる金といい

ますか、社会福祉法人としてやっていけるといった検証とありますが、そういったことを当然考えて、確認して補助させていただきます。ただ、今言っていますその債務負担の部分は、いわゆる機械的に10年で払いますとか、分割してかわりにとりあえず払ってもらって、その分は分割して市が法人に払いますということですから、これは契約ですので、当初の補助をさせていただいて、補助しますということを約束した、その約束にのっとったその分割払いですので、それは機械的にやっています。ただ、実際にその市が支払ったお金を法人が銀行に同額支払っているといった検証はしています。そういう意味で話していきまして、何もしていないということではなくて、その生きたお金になるかという部分については、申請時のその当初の補助をさせていただく時点で見せていただいているというふうに言えるかと思います。

吹田委員

どちらにしましても、これから市の財政も大変難しくなってくるので、真栄保育所についても以前の御説明では1億8,000万円をかけてつくるとのことですが、これの補助についても、債務負担行為では全くないという形でございますから、時代が変わったのだという感じがします。やはりこういうものについても、私はそこが適切に運営されるように、事をきちんと見据えてやっていかなければならないと考えておりましたので、これについて質問させていただきました。

保育費負担金の滞納について

続きまして、保育費負担金の滞納問題につきましてお聞きしたいと思います。

3年ほど前に、保育費負担金を増額しておりますけれども、平成19年度の滞納につきまして、昨日もちょっと話題に出たかと思いますが、これは15年度と19年度、5年ぐらいの間の幅を置いて、実際に保育園に子供を預けていた方々に対してどの程度の負担金がそもそも課せられたのか。また、それに対し、どのぐらいの収入があったのか、また滞納額がどのぐらいだったのかということにつきまして、平成15年度と19年度のそれぞれ現年度分と過年度分について、御説明いただきたいと思います。

（福祉）子育て支援課長

まず、保育費負担金にかかわって、平成15年度と19年度の調定額と収入額と収入率ですが、15年度ですけれども、調定額が2億2,940万8,990円で、収入額が2億2,056万400円、未納額が884万8,590円、収入率は96.1パーセント、過年度分ですけれども、調定額が5,699万1,505円、収入額が455万3,980円、収入率は8パーセント、それから未納額が5,166万9,475円になります。

それから、19年度になります。調定額、現年度分が3億313万5,440円、収入額が2億8,200万4,850円、それで未納額が2,113万590円で、収入率が93パーセント、過年度分は、調定額が8,820万9,825円、収入額が848万2,090円、未納額が7,598万4,555円、収入率は9.6パーセントとなっています。

吹田委員

今、数字を御答弁いただきまして、調定額については、約2億2,900万円が3億円を超えているということですので、7,000万円ほど多く皆さんにお金をかけなければならないという感じもありますし、これまた未納額を見ますと、880万円から2,100万円に増えています。ということは、これはなぜこんなに額が増えたのか。もう意図的に払わないという人が増えたのか、それとも負担額が増えてしまったから払えなくなったのかという問題があると思います。この辺のことはいかがかと思いますが、また一ついいことは、これは過年度分の滞納額について、平成15年度は450万円ほどの収入があったのですけれども、19年度は840万円に、8割ぐらい収入が増えています。これは大変な努力ではないかと思うのですけれども、私はこの子育て支援の大変大事なところは、やはり安心して子供を育てることができる地域をつくるということだと考えていますので、そういう面では、こういう形の中で今後こういう保育料というのをどのようにしていくのがいいのか、また、これからこの子育て、少子化対策に対しては子育て支援課では何をやらなければならないのかということについて、最後にお聞きして終わりたいと思います。

（福祉）子育て支援課長

保育料のあり方ということになりますけれども、保育料は公立保育所の予算ですとか、それから民間保育所の運営費負担金の財源にもなっておりますので、やはりこれは一定程度必要な額ということといただいて、それを保育に関するさまざまな費用に充てていく、こういうことは今後も必要だろうと思います。

現在の保育料の水準も、かつて平成16年度から18年度まで3年間、段階的に引き上げた際に、北海道内の人口10万人以上の都市ですとか、近隣他都市の平均値など、これは国の基準から軽減しているその平均値に合わせて改定をしたのですけれども、現時点でもそのような水準を保っておりますので、保育料は基本的にこのままの水準でいきたいというふうには考えております。

あと、今後については、市としてはさまざまな部局で子育て支援策や人口対策をやっていますけれども、子育て支援課としては、やはり今やっている保育所での保育にかかわるサービスですとか、あるいは保育所を利用していない子供に対する子育て支援サービス、こういったものをできるだけ着実に進めていくことが必要であるというふうに考えています。

委員長

平成会の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時07分

再開 午後 3 時23分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

-----  
古沢委員

最初に、委員長にお願いがあります。

質問に入る前ですが、事は議会と報道機関の関係、報道のあり方について、看過することのできない問題について、二分申し述べたいと思います。報道関係者がいないのが残念であります。

したがって、ストップウォッチはもとに戻していただくようお願いします。

10月4日付け、北海道新聞の記事であります。市立小樽病院結核病床休止について、4段抜き見出しの記事ですが、記者名入りで報じられています。

9月30日に市立病院調査特別委員会に出席された各会派の委員は既に御承知かと思いますが、この記事の大半は私の質問と関係理事者側の答弁によりほぼ明らかにされたものであります。事は私一人の問題意識にとどまるものではありません。議会情報をできるだけ正確に伝える、これは報道機関の持っている責任であります。記者が議会の傍聴席にいながら1行の記事にもしない。しかし、後日確認をしたところ、一部については、保健所等について取材をして、それを入れながら、あたかもみずからの記事であるようなごとくに報道する姿勢というのは到底容認できるものではありません。議会として容認できるものではないというのが、私の問題意識であります。このことをまず明らかにしつつ、事は議会と報道機関の問題でありますから、しかるべき場面において改めて、例えば各会派代表者会議あるいは議会運営委員会等において取り上げたいと考えています。

私には、この点について、今日しか機会がなかったわけですから、ぜひ御理解いただきたいと思います。

入札執行状況について

さて、質問に入ります。

提出していただいている 2 組の入札執行状況にかかわる資料に基づいてお尋ねすることになりますが、私は議員になって 3 期目ですが、1 期目の 2 年目に契約管財課が扱っている建築・土木工事の入札状況について取り上げました。1 年間の執行状況を取り上げて、平均落札率が 98 パーセント、中には 4 回にわたって再入札をするような事業があったときにも、最初に 1 番札を入れた業者は一貫して 1 番札、入札が 4 回にわたるような工事においても札を入れ続ける、いわゆる高値落札と、一位不動の原則と言われている、業界では有名な話について取り上げました。

小樽市における入札の執行状況では、今から 9 年前に取り上げたときには、神の手が動いたとしか言えないような状況があるのではないかと、取り上げました。その後、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律その他を受けて、仕組み、制度の内容について、改善について提案をしつつ、引き続き取り上げてきました。大きく言えば、今回が 3 回目になります。今回は、建築・土木ではなく、水道・下水道にかかわって中心に伺っていくことになると思います。

その前にまず、建築・土木工事の入札執行状況について資料を提出していただいておりますので、契約管財課長がいませんので、建設部か、しかるべき財政部か、御答弁をいただければと思いますが、直近 3 か年間の建築・土木に係る入札状況について、まず 3 か年間で一体どれだけの工事本数があったのか、二つ目には予定価格の合計額、三つ目は落札金額の合計額、そして四つ目には平均落札率がどういう状況であったか、御答弁をいただきたいと思っております。

財政部長

要求資料にもございますけれども、確認を含めて答弁させていただきます。

まず、平成 17 年度ですけれども、工事件数は累計で 71 件、予定価格の合計が 10 億 9,739 万円、落札金額の合計が 9 億 7,967 万 5,000 円、平均落札率でございますが、これは工事ごとの落札率を合計して平均化したものでございますけれども、87.9 パーセントでございます。

続きまして 18 年度、工事件数につきましては 58 件、予定価格の合計が 16 億 3,993 万 6,400 円、落札金額の合計が 15 億 921 万 2,500 円、平均落札率が 88.1 パーセントでございます。

19 年度になります、工事件数が 39 件、予定価格の合計 15 億 8,634 万 9,500 円、落札金額の合計 14 億 2,971 万 8,300 円、平均落札率が 81.6 パーセントでございます。

古沢委員

簡単に言えば、大げさに言えば、隔世の感がします。一つは、当時取り上げたときには平均落札率が 98 パーセント、今は 81 パーセントです。もう一つは、ここには出ていませんが、この 10 年間で、普通建設事業費がトータルで 4 分の 1 に激減している。なかんずく一般会計における建設事業費の激減ぶりというのはすさまじいものがあります。そういう中で、建築・土木においては大変な競争性が発揮されているということが見えてくるのですが、この点でちょっと中身に立ち入りたいと思います。

平成 19 年度の入札執行状況に絞りますが、指名競争入札が 8 件、随意契約が 1 件、公募型指名競争入札が 1 件、条件付一般競争入札が 29 件。条件付の 29 件というのは、本数では全体の 4 分の 3 を占める本数になりますが、この平均落札率というのは、私の計算に間違いがなければ 77.3 パーセント、指名、随契、公募は、いずれも高いです。指名は 93.5 パーセントあるいは随契は 98.8 パーセント、公募は 94.3 パーセント、なぜこのような状況になっているのかということがわかりであれば、まずお聞かせください。

財政部長

平成 19 年度の特徴でございますけれども、19 年 6 月から条件付一般競争入札を採用いたしまして、今、委員からお話がありましたように、この部分での平均落札率は約 77 パーセントということで、全体の入札件数の 7 割強がこのグループに入っております。この部分につきましては、いわゆる業者のランクで言いますと、B クラス、C クラスを中心としたところの入札が多いわけですが、公共、民間とも、その発注量が減少しておりまして、受



注競争が大変厳しくなっているのではないかとというのが一つでございます。それから、高いほうの率があるということでございますけれども、これにつきましては、指名競争入札や公募型指名競争入札という関係になろうかと思っておりますけれども、中に共同企業体による工事もありますけれども、比較的工事の難易度が高いですとか、あるいは施工環境などの問題から、資材や機材、熟練した作業員の必要性もあるというようなことも言われておりますけれども、いずれにいたしましても、私どもとしてはあくまでも入札の結果であるというふうに受け止めてございます。

古沢委員

今、触れられたJV、共同企業体の関係ですが、4件あります。平均落札率で言えば、96.6パーセントぐらいになります。実は後ほどお尋ねする水道、下水道のほうにも、処理棟の建設で市内業者が共同企業体を組んでいる事業がありますが、そこでも同じように96パーセント台、実に共通して、実はこういったところでは、いわば10年ほど前、9年前に、平均落札率が98パーセントと高値寄りつきではないかと私が質問したところと状況は依然として変わっていないのです。全体の入札執行状況で落札率が81パーセントより落ちているというのは、実はおっしゃるように、ランクB以下C、D。Dについて言えば、入札で受注するというケースはあまり出てこないというふうに思いますけれども、そういったところが、要するにより競争性が求められています。それは後でも関連しますが、おっしゃったように、昨年に要綱が変わって、最低制限価格制度が導入されました。そうすると、こういうB、C、Dランクのところでは、予定価格と最低制限価格との間で、要するに最低制限価格を目指して競争性が発揮されるという状況がつくられていくというふうに考えていいのだと思います。

もう一つ言えることは、仮に81.6パーセントが建築・土木の一般的な平均落札率だというふうに考えてみた場合に、これを上回っているのが全体の約半分、18本の工事があります。落札額で言えば、約14億3,000万円のうち、12億3,000万円強がこの18本で落札されているわけですが、これを仮に数字上、81.6パーセントで置きかえてみた場合に、数字的には1億6,000万円からの節約効果が出るわけです。単純にはいかないと思いますが、その分を市民の暮らし向きの他の工事に充てるという、そういうことも可能ではないか、こういう工夫の仕方というのは、行政側に一つは求められてくるというような問題意識を持っています。これは、建築・土木に関して、また別の機会があれば改めて質問したいと思います。

水道・下水道工事の入札執行状況について

水道と下水道のほうに入ります。

最初に言ったように、平成19年度で見れば、建築・土木で言えば、15億8,000万円のパイを81.6パーセントで競い合って、受注額は14億3,000万円です。これを踏まえた上で伺いますけれども、水道局に関する工事の19年度分の入札執行状況について、水道事業会計における工事の本数、落札価格の合計、平均落札率を示してください。

（水道）総務課長

平成19年度の水道事業における工事の本数ですが、23本となっております。落札額の合計につきましては7億3,160万4,000円、平均落札率につきましては94.55パーセントとなっております。

古沢委員

建築・土木に比べると、約13ポイント高いということになります。極めて高い落札率ですが、この違いはなぜか、理由はありますか。

（水道）管路維持課長

平成19年度分でありますけれども、水道工事につきましては、厚生労働省の歩掛かりを採用しております。また、市長部局の土木の工事、また下水道工事の部分については、国土交通省の歩掛かりということで、積算の段階で違いがあるというふうに考えております。

古沢委員

したがって、13ポイント違っても特段問題はないということですね。

（水道）管路維持課長

いえ、そういうわけではございません。ただ、積算の方法が違うものですから、そういう形で、今申した厚生労働省の歩掛かりという形の中では、国土交通省との経費の違い、そういう中で積算を水道の工事のほうが低い率になっているものですから、そういう中ではその差がこういう形で表れているというふうに判断しています。

水道局次長

今、管路維持課長のほうから配水管工事の特徴を申し上げましたけれども、落札率の違いについてどうのこうのということではなくて、どうしても今の厚生労働省の歩掛かりは、今、調査を行っている状況でございますけれども、経費の部分で言えば、非常に厳しいということが全国的に言われているという事実を申し上げたということで御理解をいただきたいと思います。

古沢委員

パイが極端に小さくなっているということを前提にして質問しているのですから、この問題は、質問する側も心を痛めつつなのです。だから、その大もとのところは横に置いて、実は重箱の隅をつつくような質問になりかねないということが性格的にはあるのですけれども、しかし、言ったように、建築・土木と比べてみれば、13ポイントも違ってくるではないかと。これは、今の御答弁で言われれば、その積算根拠のあり方等を含めてそうならざるを得ないと、やむを得ないという御答弁なのですか。

水道局次長

いいえ、決してやむを得ないということではなくて、全国的な傾向なり、国の今の取組についてちょっと説明をしたということでございまして、その差というものがこれだけあるということは、水道局としても認識しているところでございます。

古沢委員

仮に、これも数字の問題ですから、単純に比較はできませんけれども、例えば建築・土木並みに入札が執行されたとすれば、7億3,000万円が6億3,000万円になるわけです。それで、1億円が市民の暮らしに必要な別の管工事等に充てられるということになると私は見るのですが、その節約は可能にならないのですか。

水道局次長

今、入札制度そのものにつきましては、市長部局の条件付一般競争入札を水道局としても、配水管工事も含めて全体の工事をそういう入札制度でやっておりますし、予定価格の積算についても、今、管路維持課長のほうから説明しましたとおり、厚生労働省の歩掛かりにのっとって進めているということでございますので、この節約が可能かどうかという御議論の中では、入札制度そのものはまず今までのいろいろな経過から新たな入札制度を導入しているという中で、こういう入札制度がまた6月から始まったという状況でございますので、今後この効果というものも検証していかなければならないというふうには思っております。

水道局長

今の御質問にお答えしますと、計算的にはそうなるかと思います。

それと、今、委員がおっしゃっていますように、市長部局のほうの土木・建築との比較ではそういう差が出ているというのも、これは事実でございます。ただ、私どもの水道・下水道で言いますと、この落札率が適正かどうかという、これが適正ではないという判断もこれもまたできないわけです。ですから、答えるとすれば、計算上はそうなるでしょうということでございます。

古沢委員

それぐらいの御答弁しかできないと思うのですが、要するに建築・土木と比べてみれば、適正な競争性が水道では働いていないのではないかとこのように思わざるを得ないのです。これは一つ、最後のくくりで宿題にしたいと思うのですが、私の感想です。

そこで、今度、下水道の工事についてお伺いします。

札幌市では、下水道工事のうち、特に電気設備工事をめぐって談合疑惑が取りざたされているわけですが、この札幌市で問題になっている、いわゆる重電 9 社の名前を承知していれば、教えてください。

（水道）整備推進課長

札幌市の下水道工事にかかわりまして公正取引委員会の立入り調査が入っているというふうには、新聞報道等で聞いておりますけれども、その大手電機メーカーにつきましては、新聞報道からではありますが、株式会社日立製作所、株式会社東芝、株式会社明電舎、三菱電機株式会社、富士電機システムズ株式会社、日新電機株式会社、株式会社安川電機、神綱電機株式会社、東洋電機製造株式会社というふうに把握しております。

古沢委員

そこでお聞きしますが、提出していただいている資料、重電 9 社として今挙げられたそれらの会社のうち、3 か年で入札に参加した会社数及びその名前、それから工事本数、企業が 1 本含まれていますからそれを含めて工事本数、それから落札金額の合計、そして平均落札率は、どのようになっていますか。

（水道）整備推進課長

ただいまの重電 9 社のうち、小樽市の入札に参加している業者についてでありますけれども、この 9 社のうち 1 社、東洋電機製造株式会社というのが小樽市指名競争入札の参加名簿に登録されておられません。ですから、残り 8 社が過去 3 年間の入札にすべて参加しております。

電気設備工事の過去 3 年間に於ける発注工事件数でございますけれども、共同企業体も含めてというお話でございますが、平成 17 年度が 5 件、18 年度が 4 件、19 年度が 3 件ございまして、3 年間の合計は 12 件でございます。

また、その落札金額の合計と平均落札率ということでございますけれども、落札金額の合計につきましては、8 億 7,974 万 6,000 円でございます。平均落札率につきましては、90.98 パーセントでございます。

古沢委員

3 か年で、8 社全部入っていますか。私は、4 社ではないかと思うのですけれども。

（水道）整備推進課長

入札に参加いたしました業者につきましては、すべてに 8 社が入っております。ただ、落札した業者につきましては、委員が今おっしゃったように 4 社です。

古沢委員

参考までにお聞きしておきたいと思うのですが、これも資料からになりますが、下水道工事の場合は、電気設備が主だと必ずしも言えるわけではないですね。機械設備もあれば、ポンプもあれば、汚泥焼却設備などもあるわけです。それをトータルして、この 3 か年間で、先ほどと同じように年度ごとでもよろしいですので、本数と落札金額、平均落札率についてお知らせください。

（水道）整備推進課長

下水道事業全体の過去 3 年間の工事件数、それから落札金額、平均落札率でございますけれども、年度別に言いますと、平成 17 年度が 21 件、落札金額につきましては 7 億 1,559 万 5,000 円、平均落札率が 91.77 パーセント、18 年度につきましては、22 件、落札金額につきましては 20 億 5,044 万円、平均落札率につきましては 88.0 パーセント、19 年度につきましては全体で 16 件、落札金額につきましては 9 億 3,398 万円、平均落札率につきましては 88.71 パーセントとなっております。

古沢委員

3 か年間の状況を伺いました。そこで、私なりにこれらの工事のうち、道外の大手などを含めた、いわゆる市外業者関連分を拾い上げてみたのですが、工事本数で約半分、それから落札金額では 3 年間分全体で約 37 億円あるのですが、そのうちの 28 億 9,000 万円弱、平均落札率はそんなに違いはありません、八十七、八パーセントです。つ

まり、市外の大手などがこれらに、特に落札金額では 8 割近くを占めているということがわかるわけです。このうち、重電 4 社で、実は 12 本、8 億 8,000 万円ほどの工事を落としている。これは、重電 4 社で、私の拾い違いが 1 本どうやら出ていたようで、私が拾ったときには 11 本で 92.4 パーセントだったのですが、その 1 本の工事の違いで 90.98 パーセント、約 91 パーセントですから、1.4 ポイント違うのですが、1.4 ポイント下げた工事はどれかというのを後ほど突き合わせをさせていただきたいと思います。いずれにしても、重電 4 社が占めている割合といいますか、重電 4 社の平均落札率というのは、全体から見ても、それからその他の中央大手などを含む機械設備などの落札状況から見ても、実は重電 4 社の落札率がやはり高いのです。これにはまた何か特別の理由があるのでしょうか。あるとすれば、どのようなものか、御答弁ください。

（水道）整備推進課長

電気設備工事の落札率が高くなっている要因についてでありますけれども、下水道工事については特段そういう形で大きく要因というのが、入札の結果というふうに考えておりますが、個々の工事におきまして、水道の工事などは、非常に厳しい積算内容であったり、その工事を占める部品が、機器費とか部品が主であって、経費がほとんどないとか、積算上の課題等もございまして、そういう一部の工事では落札率が高くなっているというふうに見受けられております。

古沢委員

平成 19 年度における下水道工事は 16 本です。そのうち、重電メーカー関連分は、中央下水終末処理場の機械濃縮設備、汚泥焼却設備、それから銭函下水終末処理場の機械濃縮設備、この 3 件ですが、合わせて約 3 億 2,000 万円。何度も申し上げた部分ですが、数字上で考えれば、市内の建築・土木と照らし合わせて、この 3 本だけでも実は 3,000 万円の節約効果が出てくるということになります。それは数字的には可能な話だというふうに御答弁になると思いますので、特に御答弁は要りません。

それで、実は具体的なケースについて聞きたいと思います。電気設備ではありません。機械設備工事においてですが、例えば 19 年度の執行状況のうち、4 番の中央下水終末処理場汚泥処理棟機械設備工事には中央大手など 9 社が参加して、神綱環境ソリューションが 69.7 パーセントで落としています。このときの予定価格と落札金額は幾らですか。

（水道）整備推進課長

中央下水終末処理場汚泥処理棟機械設備工事の予定価格と落札金額についてであります。予定価格は消費税抜きでありますけれども、1 億 5,353 万円でございます。落札金額につきましては、1 億 700 万円でございます。

古沢委員

その後、8 月 8 日に 7 番の銭函下水終末処理場汚泥処理棟機械設備工事を、同じ会社が落札しているのですが、このときは実は 96.9 パーセントです。このときの予定価格と落札の金額は幾らになっていましたか。

（水道）整備推進課長

このときの予定価格につきましては 6,576 万円、落札金額につきましては 6,370 万円となっております。

古沢委員

69 パーセントと、切り上げれば 97 パーセントです。場所は銭函と中央ですから違うのですが、同じ工事で同じ会社にもかかわらずこれだけの違いが落札率で生じているというその理由を、まず聞かせていただきたいと思います。

（水道）整備推進課長

この二つの工事の落札率の関係でございますけれども、銭函のほうの工事で落札率が高くなった要因についての分析、推察でございますけれども、私ども、先に執行されました中央下水終末処理場の同種の工事なのですが、69.7 パーセントと非常に落札率の低い形で入札になったわけでございますが、これが市場の実勢価格という形でもってとらえまして、この落札率を参考に銭函下水終末処理場のほうの機械工事については積算しました。ということか

ら、予定価格が非常に厳しくなったかという形では私ども推察しております。

古沢委員

同じような処理施設と機械設備等で入札が執行されていますけれども、落札率が90パーセントを超えるような工事というのは結構あるわけですが、そうしますと、それまでは相当の利幅があったということになりますね。乱暴な言い方ですか。

（水道）整備推進課長

個々の工事によりまして、いろいろな事情の中であるかと思えますけれども、積算につきましては、適正に歩掛かりに基づいて積算し、又は単価等については、北海道が示しているものについては北海道の単価を使用することとし、見積りについても3社以上の見積りをとりながら、適正な形で積算されていると思えますので、そういうことではないというふうに考えております。

古沢委員

今の御答弁を逆に順番を入れ替えて考えた場合に、実は実勢価格、69パーセントを基に、これが市場の実勢ではないかと出たわけですが、このとき仮に同じ会社ですから、97パーセントで落札していたとすれば、4,200万円ほど落札金額が高くなる。逆に言えば、4,200万円ほど、69パーセントという実勢に合わせた入札執行によって4,200万円ほど予定価格と比べて節約されていたというふうに見ることができますね。

（水道）整備推進課長

数字的に言えば、今、委員のおっしゃったとおりでございますけれども。

（「いや、数字的というか、あなたが置きかえたのではないの」と呼ぶ者あり）

はい、そのとおりでございます。実は、この工事、9社が応札しておりまして、そのほかの業者についても非常に予定価格に対し低い価格で応札してきているということで、競争性が非常に働いた工事というふうに私どもは考えております。

古沢委員

競争性については、後で聞きます。

それで、若干の疑問も含めて、若干の提案も含めてまとめたいと思うのですが、小樽市の場合は、札幌市と同様に見ることはできないと思います。つまり新設や新規の工事にかかるものというのは、この3か年で見ても、大きいものはせいぜい中央処理場の汚泥焼却設備関連ぐらいだと思いますから、札幌市と比べて見ることは妥当かどうかというのは問題ありだと思うのです。しかし、全国市民オンブズマン会議連絡会では、落札率が90パーセント以上は談合の疑いありというふうにはまず見ていかなければいけないというふうに言っているわけです。しかも、幾つか示したように、数字的には節約が可能だという余地が見えてくるわけです、この小樽市の執行状況について言えば、しかし、これはあくまでも数字上のことですから、この数字と数字の間には行政と関連業者が、つまり人間が入るわけですから、そう単純には足し算、引き算ができる話ではありません。

それで、一つ、最初に聞いておきたいのは、予定価格を決めるに当たっての工事費積算はどのようにやっているのですか。

（水道）整備推進課長

工事費の積算についてでございますけれども、今のこの電機設備工事、又はその機械設備工事について答えたいと思えますけれども、工事の発注に当たっては、まず設計コンサルタントに詳細設計を委託しまして、設計図や数量計算書、工事数量仕様書等を作成してもらっております。次に、この設計に基づきまして工事価格の積算を行うわけでございますけれども、この算出に当たりましては、国が作成した積算要領、積算基準に基づいて積算しております。積算基準に基づく工事価格というのは、厚生労働省の歩掛かりがございまして、それで労務単価、資材単価、機械経費、諸経費などを算出しております。

古沢委員

予定価格を出すに当たって、見積りを業者に依頼するということが行われるわけですが、その業者選定をどのようにやっているか、そして下水道工事にかかわる見積り依頼業者の選定の決裁権者はだれですか。

（水道）整備推進課長

見積り依頼先の選定についてでございますけれども、国の下水道用電気設備請負工事費見積要領というものがございまして、これに基づきまして、機器費等の見積りを徴しております。この要領の中には、予定価格を適正に算定することを目的といたしまして、見積り依頼業者の選定、依頼方法、依頼内容、見積り金額の評価について、いろいろ定めてございます。また、見積りに当たりましては、実績、経験、技術水準等を勘案いたしまして、適切な大手電機業者や製造メーカー、3社以上を選定して徴しています。また、品物によっては大手電機メーカーだけではなく、受変電盤、動力盤、現場操作盤などは、道内にそういう製造メーカーもございまして、また、そのバッテリーのような製造メーカーが限定される品物などにつきましては、そのメーカーに直接見積りを依頼するというような形で取り扱ってございます。

また、選定の決裁権者についてでございますけれども、原課のほうで選定案をつくりまして、局長までの決裁となっております。

古沢委員

依頼業者の場合は、特定されているというのではないということが今の御答弁でわかりました。若干安心しているのですが、例えば新設、新規ではなくて、増設や更新の場合の見積り依頼は特定の1社、つまりその工事を手がけた業者に特定して見積りをとるなどということにはなっていないですね。

（水道）整備推進課長

その既設部分の増設等にかかわる工事についてでございますけれども、その見積り依頼先につきましては、当然その既設施設の設備が絡む部分につきましては、既設施設を手がけた業者のほうが多く見積もることが可能な場合が多くございます。そのようなことから、必ずその既設メーカーを入れた形で見積り依頼をしてございます。

古沢委員

1社のみではないのですか。

（水道）整備推進課長

はい、1社のみではございません。

古沢委員

先ほど、競争性の問題を言いました。8月8日の銭函下水終末処理場汚泥処理棟機械設備工事の入札執行について、先ほど私はお尋ねしたのですが、実は入札参加資格では、総合審査評点1,000点以上の登録業者に、以下の幾つかの要件が定められています。この要件が定められている登録業者数というのは59社あります。しかし、なぜか入札に応じた業者は1社のみ、つまり中央下水終末処理場で69パーセントで入れた神鋼環境ソリューションがこの8月8日に実施したこの工事の入札には1社のみが応札して、97パーセント弱の高値で落としているのですが、これで競争性は働いていると言えるのですか。

（水道）整備推進課長

この工事の入札参加資格要件についてでありますけれども、全部で九つほど設定いたしました。平成19年6月から導入した条件付一般競争入札において、水道局としまして、この工事が最初の工事でありましたことから、条件をどのように設定すべきかいろいろと検討を行いまして、その結果、不良・不適格業者の排除、それから競争性、品質確保の観点、これらと他都市の状況などを調査いたしまして、元請実績、施工実績や、今回設備する機器の機種指定、それからメンテナンス体制などの参加条件を付して入札を行った結果、1社という形になっているものですから、競争性につきましてはあったものというふうと考えております。

古沢委員

もう一度、水道に話を戻します。

水道工事における競争性に対する疑問です。平成19年度の各工事における入札状況を分析してみました。全23本のうち、市内業者がかかわるものは20本だと思います。このうち、落札価格と、複数社、少なくとも4社、5社、あるいはもっと多く、登録業者がランクごとにほぼ全員参加していますから、小樽的な一般競争入札になっていると思いますが、しかし問題は競争性の問題です。20本のうち17本が、落札金額と入れた札の中で最も高かった金額の差額が50万円以下となっている。9年前に取り上げたように、さすがに再入札というのは最近はないです。この17本のうち、実はその半分強が、50万円以下ではなくて10万円以下で札が入って、落札者が決まるのです。10万円の間です。中には、そのうちの3本ほどは、3万円の範囲の中に札が入って落札者が決まるのです。これをもって競争性が働いているかどうかという大きな疑問を持っているわけです。競争性が働かない結果、それは何かの意図を感じつつですが、高値寄りつきになっているのではないかと。つまりこれが94.6パーセントという落札率になっているのではないかとこのように思うのですが、御意見があれば聞かせてください。

水道局次長

今の事実としては、その計数整理の中ではそういう状況になっていることは、我々も認識しております。それをどう分析するかというところでございますけれども、なかなか難しい問題がございます。我々としては、先ほどから申し上げているとおり、どうしてもその配水管の部分で言えば、それほど工種が多くないですし、傾向としては皆さん同じ傾向にならざるを得ないのかなというふうな考え方をしています。それがいいのかどうかというのは今後の問題だというふうに思いますけれども、そのような形で、どうしてもそういう幅の中に入る傾向があるのかなということで認識はしております。

古沢委員

今は入札の中身についてお伺いしましたが、結果について若干分析をしてみました。水道の登録業者は、A、B、Cと格付をされています。それぞれ業者名が決められていますけれども、平成19年度を見たら、実は上手に振り分けられているんですね。A、B、C、それぞれの業者に、どこが突出するというわけではないです。あえて言えば、ちょっと異常なのが1社ありますけれども、これはまた後ほど追跡をする必要があると思うのですが、それを除けば上手に振り分けられています。Aランクの業者には2,000万円以上、Bランクについては1,000万円以上、Cランクについてはそれ以下というふうに、本数においても金額においても上手に振り分けられて、落札されています。これが疑問の一つです。

もう一つ、先ほどから出てきている最低制限価格制度というのが昨年6月から適用されました。この適用によって、どういう効果が期待されたのかということをお聞きしておきたいと思います。

水道局次長

まずは、最初のランク別といいますか、今、ランクという表現は使わないで、総合評価点がどうかということで我々は発注しておりますので、その結果、そういうような状況になったのかというふうに思っております。

最低制限価格と低入札価格調査制度の適用についてというが、この目的でございますけれども、そもそもダンピングの防止といいますか、それがこの制度そのものの一番の目的であり、下請業者へのしわ寄せであるとか、労働条件とか、そのほか安全対策等の部分に不徹底がないか、そういうことに対する対症療法としてこういう制度が設けられたというふうに認識しております。

古沢委員

建築・土木の場合は、平成19年6月に要綱が改正されて以降、入札の内容を見ますと、最低制限価格以下のため落札せずというのが数多く見られます。なぜか道路改良事業に集中しているのですが、数多く見られます。つまり予定価格と最低制限価格がこの辺かというふうに業者は見ながら、最低制限価格をにらみながら競争性が働いてい

ます。水道の場合はどうか。最低制限価格制度を導入するのだけれども、水道は、そういう競争性は働いていません。できるだけ予定価格に近いところで競争性を働かせて落札という状況が生まれているというふうに見ざるを得ないのです。それで、結果としてそういうことによって水道、さきに触れた下水道などの問題で高値落札が依然として続いているのではないかと。この点については、すぐ御答弁できる話ではないと思いますし、私もさらに勉強したいと思うのですが、できれば第 4 回定例会に向けて調査・検討するという必要性があると思うのですが、いかがでしょうか。

水道局次長

今、るる水道事業と下水道事業のそういう落札率に特化した議論をしてきたわけでございますけれども、水道局としては、公共事業の発注者として、当然その目的物の品質の確保であるとか、限られた財源を有効に活用する、それからその入札までの手続に透明性がある、こういう大きな三つの使命があるというふうに思っております、今までも焼却炉のああいう大きな事業に当たっては、今まで小樽市で行っていなかったデザインビルド方式という入札制度を導入しながら、いろいろと配慮しながら、今に至っているということについては御理解をいただきたいというふうに思いますし、今いろいろと御指摘をいただいたことについて、我々としてもさらに、どういう傾向にあるのか、また他都市の状況、配水管の整備の状況としてはどういう落札率で推移しているのかとか、下水道事業についてもどうなのかと、その辺は調査をしてみたいというふうに思っております。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

井川委員

病院事業会計について

まず、市立病院についてお尋ねいたします。

病院事業会計の医業収益が、平成18年度は84億692万円、それが19年度は83億360万円と増えております。その増えた要因についてお答えください。

（樽病）総務課長

平成19年度と18年度の医業収益の比較についてであります。大部分を占める入院・外来収益において、患者数が入院で14万7,305人、1日平均403人となりまして、18年度と比較いたしますと1万6,933人、率にしますと10.3パーセントの減少をしております。また、外来につきましても20万5,876人、1日平均840人となり、同様に18年度と比較いたしますと1万2,775人、5.8パーセント減少している状況になります。一方で、患者1人当たりの単価につきまして、入院においては3万7,257円ほどとなり、18年度と比較いたしますと4,562円、率で申しますと14パーセントほど増えております。また、外来につきましても、1万3,961円となり、18年度と比較いたしますと1,087円、8.4パーセントほど増えております。

また、7対1入院基本料の算定が継続して取得できたことなどの理由から、18年度と比較いたしますと約1億9,667万5,000円、2.3パーセントほど多い86億360万3,000円の収益を上げることができました。

井川委員

大体は、7対1入院基本料で収入が増えたということによろしいのでしょうか。

（樽病）総務課長

平成19年度、18年度の比較についてのお話ですが、7対1入院基本料が18年7月から第二病院で、10月から小樽病院として取得し、それが19年度も継続したことも収益増の一因と考えております。

井川委員

そこで、本年度も半年過ぎたのですけれども、昨年度の同じ月と、それから平成20年8月までの医業収入はどの



ようになっていますか。

（樽病）総務課長

入院・外来収益の同時期での比較ということで、数字が確定しております今年度 8 月分までの部分で、昨年度と比較して申し上げます。入院収益につきましては、平成 20 年度につきましては、4 月から 8 月までの累計が 22 億 2,106 万 4,000 円となりまして、19 年度の 22 億 6,235 万 7,000 円と比較をいたしますと 4,129 万 2,000 円、率で言いますと 1.8 パーセント減となっております。

外来につきましては、20 年度が 11 億 8,489 万 8,000 円となっております、19 年度の 12 億 791 万 2,000 円と比較いたしますと 2,300 万円ほど、率にしますと 1.9 パーセント減というふうな状況となっております。

井川委員

もう既に半年でこのように減になっております。

そこで、本年、医師が 2 人やめました。それで、平成 20 年 10 月以降の収入の見込みについては、どのようにお考えでしょうか。

（樽病）総務課長

今、答弁しましたとおり、入院・外来収益の確保については大変厳しい状況にありまして、本年 9 月末において、内科で 2 名、皮膚科で 1 名、合計 3 名の医師が退職をしております。この 3 名のやめた医師の後任につきましては、大学医局等に、院長をはじめ、積極的に確保に努めておりますが、今年度このまま補充されないというふうに仮定をいたしますと、収入で 3 億 5,000 万円ほど、収支で 2 億円程度の影響があるものと考えております。

井川委員

もう既に医師の補充がないということになったら、確実に資金収支計画どおりにはいかないということで、大変厳しい財政から、もうこれ以上一般会計から繰り入れするお金がないようですので、大変なことになると思うのです。

それで、医師の報酬なのですけれども、ほかの地域と比べて、ほかの公立病院と比べて、高いのでしょうか、低いのでしょうか。

（樽病）総務課長

本市の医師の給与の水準というのが高いか低いかということに関しては、民間病院等を含めて正確なデータを把握しておりませんので、年齢等の比較はできませんけれども、道内の市立病院と比較をいたしますと、決して高いという額の状況にはなっていないというふうに考えています。

井川委員

市の職員の給与はどんどん減らされています。それで、この間、医師はそのまま減らさないで、そのまま据置きにするということで、新聞にも報道されておりました。

今、やはり環境もあまりよくない、そして現在は、設備もそれほどよくないし、病院も古いということで医師には大変いつらい病院です。環境がよくないところで働いてもらうのですから、やはりせめて報酬は並というか、あまり低いほうではなくて、少し高めにして、医師 3 人にやめられたら 3 億 5,000 万円ほどの売上げが減って、収益として 2 億円も減るのですから、少しぐらい給料を高くしても、私はやはりいてもらうのがいいと思うのですけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

（樽病）事務局長

その前に、先ほど 2 億円ということで答弁しましたけれども、例えば今、協会病院に移られた医師に週 1 回応援に来ていただいているところです。そういう形で、まずその 2 億円の予測をどれだけ圧縮できるかというところがいま一つの課題で取り組んでおります。

それから、医師の給与のことがありましたけれども、御承知と申しますけれども、両市立病院、一定の年齢であ

ります固定医の医師がおりますけれども、もっと若い医師は大学病院の医局人事で動いているわけです。そういう意味で、本俸が違って、手当とかを含めると大体同じようなレベルになるよう、それを意識して配慮してきています。そうしないと、当然来ないわけです。そういう意味では、市立病院は大体そういうようなところを意識して配慮してきておりますので、今回も職員はカットしておりますけれども、医師はカットしないできております。この間、市立病院調査特別委員会でも少し論議がありましたけれども、確かに給与面もありますけれども、医師がやはり減ることによって、1人当たりの負担というものが非常に大きくなっている部分がありますので、給与はもちろんなのですが、手当の配慮も必要だと思いますけれども、そういう面では医師の負担をどういうふうに軽減していくのか、働きやすい環境をつくっていくのかということと、今、両病院長を筆頭に取り組んでいるところでございます。

井川委員

今、新聞報道などでも、思いも寄らない病院が売却されたり、あるいは診療所化していくというか、そんな部分で、市民の皆さんは行くたびに医師が減っていると、大変不安を感じている方が多くて、この先市立病院はどうなるのだろうかという声がたくさんあって、本当にいくら一生懸命に経費を詰めているいろいろな部分で努力をしても、医師が次から次とやめるのであれば、本当に市立病院は最後はどうなるのだろうか、やはり市民の不安も大きいと思うのです。その部分については、これ以上やめないという保証はできないと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

（樽病）事務局長

これ以上やめないという保証というのは、特に個々の医師にとっておりませんけれども、やはり今、我々が気にしているのは、呼吸器科の医師が抜けても、呼吸器の患者が全くいなくなるわけではないのです。そういう意味では、やはりほかの内科の医師に負担がかかっていくという部分をどうやって病院としてサポートしていくか、配慮していくかということだと思います。今まで各病院で、まとめて医師が抜けたりとかということはありますけれども、私の聞く範囲では、そんな給料が安いからとか、そうことではないのです。大学に医師が少なくなったということもありますけれども、あとはやはり1人、2人と抜けた後に、非常に負担がかかってどっと抜けたりということがありますので、今おっしゃったように、まず今いる医師は抜けないようにということの基本にして、抜けたところを、内科を中心に1人でも2人でも確保していきたいということで、現在努力しているところでございます。

井川委員

もう一つ、平成18年度の未収金と19年度の未収金についてお知らせください。

（樽病）医事課長

未収金のお尋ねでございますけれども、各年度末の未収金で申し上げますと、平成18年度末が1億3,140万円、それから19年度末が7,552万円でございます。

井川委員

ずいぶん頑張って、半分までいけませんけれども、減らしています。

そこで、どういう方法というか、どういう取組で減らしたのですか。

（樽病）医事課長

平成18年度同期と比べまして、5,600万円ほど減少したわけなのですけれども、これの大きな要因は、19年度から、70歳未満の方も全員、高額医療につきまして、償還払いから現物給付に制度が変わりました。つまり今までは、3割負担の方など、その負担はいろいろあるのですけれども、例えば100万円の医療費がかかったら、100万円を払って、その後に各保険者からその最高限度額以上の金額を戻してもらうという制度だったのですけれども、19年度からは、税によって3段階に分かれているのですけれども、自分の最高限度額が決まって、その部分だけを自己負担として払えばいいという制度ができました。そういう形で、やはり患者のほうもいきなり50万円を請求されるより

も、その限度額、大体一般的に 8 万円なのですけれども、それにプラスして食事代、その部分で 10 万円程度となり、やはり 50 万円と 10 万円とでは分割するにしても払いやすさというのが大分違ってきますので、そういう部分で未納が少なくなったということがございます。そのほかに、やはり患者の動向と申しますか、常にその入院した患者の生活環境をある程度地道に押さえながら、例えば中には無保険の方もいますので、そういう方が入ってきた場合は、すぐその詰所などから知らせてもらいまして、生活保護の担当のほうと相談したり、そういう支払能力と申しますか、生活環境を把握することによって、未収を発生させない予防対策などのほうに力を入れた結果というのも一つございます。

井川委員

未収をどんどん減らしていくということは大変重要なことだと思いますので、ぜひ資金収支計画になるべく沿うように頑張っていたきたいと思います。

山田委員

町内会館等建設助成金について

それでは、私のほうから、福祉について、何点かお聞きしてまいります。

私はオタモイに住んでいるので、オタモイの会館も古くなってどうしようかと思っている一人です。

そこで、まず初めに、町内会館の建設助成について、何点かお聞きいたします。

まず、本市にある地域の会館総数と、ここ 5 年の個別支出先と、年間の決算額を教えてください。

（生活環境）生活安全課長

町内会館の関係でございますけれども、市営住宅に付設するものを除いて 77 件になります。

それから、ここ 5 年間の町内会館等建設助成金の額ということでございますけれども、平成 15 年度が 2 町会で 923 万円、内訳としては、朝里川温泉町会集会所が 323 万円、それから奥沢中央会館が 600 万円、それから 16 年度は 3 町会で 2,101 万円で、幸会館が、これは新築ですけれども 1,000 万円、それから桂岡十萬坪会館が、これも新築ですが 1,000 万円、それから春香会館が 101 万円、それから 17 年度は 3 町会ございまして 2,136 万円で、若竹会館が新築で 1,000 万円、それから東小樽町会ふれあい桜が新築で 1,000 万円、それから丸山下会館が 136 万円、それから 18 年度は 1 町会で 524 万円、これが親和会館、そして 19 年度が朝里会館で 345 万円、石山会館が 250 万円、新光東会館が 94 万円となっております。

山田委員

会館は地域の核として重要だと思います。個別の事情でこういうような町会が運営する会館は、運営が苦しくなっていると聞きます。そこで、わかる範囲で、どうして運営が苦しくなってきたか、それと今後の推移、もしこういうような、私が住んでいる地域の会館のように築年数の古いところもあると思いますので、お聞かせいただきたいと思ひます。

（生活環境）生活安全課長

まず、すべての町会のことについて承知しているわけではございませんけれども、町内会館の利用が減ってきていることがよく言われています。これは、特に私の聞いた範囲ですが、ほとんどが町会での葬儀がかなり減っているということで、町内会館運営が大変厳しくなっているというふう聞いてございます。

それから、今後のその推移と申しますか、来年度、私が聞いている範囲では、予定されている町会はオタモイ町会ほか 1 件というふうにご相談を受けてございますし、将来的にここ 10 年ぐらいでやりたいと言っているのが 5 件ぐらいあるというふうにお承知してございます。

山田委員

今後のやはりコミュニティの核となるこういうような町内会館については、ぜひともこういうような総額という

のですが、市債も含めて援助していただければありがたいと思うのですが、市債について、どのような形で借入れされているのか、その点を聞かせていただいて、この項は終わりたいと思います。

（ 財政 ） 中田主幹

この町内会館等建設助成金の裏に、市債を入れている年と入れられない年があるのですけれども、基本的には、この借入先は北海道振興基金ということで、北海道からの貸付けを受けています。その下限がございまして、この助成額を見ると、約670万円でないとい起債を入れられません。それで、平成18年度は524万円ということで、これは起債を入れられなかったものですから、一般財源で措置しております。ただ、起債を入れている年もあるのですけれども、これは全く交付税措置のない起債ですので、後年度で元金と利息を支払いますので、結局、本来その年に一般財源を用意すればその分で済むのですけれども、利息分の負担が大きくなるような形になっております。

山田委員

私も調べたのですが、平成18年度だけ市債が入っていなかったのも、その点を聞かせていただきました。

民生費について

質問を変えて、今回、単年度収支と実質収支がいずれも赤字となり、20年度も依然として多額の累積赤字を抱えて、運営に苦慮していると思います。

そこでまず、民生費についてお伺いいたします。

この民生費について、一般会計決算額に対する割合については何パーセントになるか、お示しいただきたいと思

います。

（ 財政 ） 財政課長

平成19年度における民生費は183億円で、一般会計に占める割合は33パーセントとなっております。

山田委員

それでは、民生費について、道内の他の市町村では、どういうふうな割合になっているのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

（ 財政 ） 財政課長

他の市町村との比較でございますが、これは統計上、一般会計ではなく普通会計の決算の比率で、また市町村によって財政規模も大小ありますので、人口1人当たりで比較いたしますと、道内の10市平均では30.9パーセント、小樽市は37.5パーセントと、高くなっております。

山田委員

本当に道内他都市よりは手厚い支出がされているということによろしいですね。

それでは、過去5年間のこの金額の推移、どのようなものがどれくらいあるのか、また今後、予測として増大するのか、減少するのか、お答えいただきたいと思

（ 財政 ） 財政課長

まず、過去5か年の推移でございますが、平成15年度が181億円、16年度が183億円、17年度が180億円、18年度が182億円、19年度が183億円となっております、近年は増加傾向となっております。

民生費の主なものでございますが、19年度の183億円のうちで、障害者福祉費や老人福祉費、国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計の繰出金などを合わせました社会福祉費で66億円、児童福祉費が31億円、生活保護費が85億円となっております。

今後の予測でございますが、過去5年間の推移あるいはまた今後の高齢化の進展などを踏まえると、今後も増加していくのではないかとこのように考えております。

山田委員

民生費については、ここ5年は同じような形で推移して、今後については増大するという懸念があります。そこ

で、細かい点で何点か聞いてまいります。

障害児（者）海浜休憩所利用助成事業費について

最初に、障害児（者）海浜休憩所利用助成事業費の26万2,824円、これについて5年間の推移と、これを検証するため、利用者数をお聞かせいただきたいと思います。

（福祉）石崎主幹

ただいまの障害児（者）海浜休憩所利用助成事業費でありますけれども、この5年間の推移というお尋ねがありました。事業費決算額と、それから利用助成延べ総数で答弁させていただきます。平成15年度が27万1,246円、件数が469件です。16年度が57万8,352円、件数が891件、17年度が37万7,102円、858件、18年度が34万5,685円、763件、19年度が26万2,824円、528件となっております。

山田委員

それでは、平成15年度と比べてこの19年度、この間、この効果についてはどうなのか、お教えいただきたいと思いません。

（福祉）石崎主幹

平成15年度と比較して19年度の効果ということでございますけれども、ただいま申し上げた決算額並びに利用助成延べ件数で示したとおり、事業費についてはさほどの変化はございません。およそ27万1,000円と26万2,000円ということで、わずかに3.1パーセントの減ということになります。

それから、件数につきましては、469件と528件でしたので、これは逆に件数が増えているということです。内容的には団体利用が増えた、それからシャワー利用が増えたというようなことで、単価が低くなりまして、件数は伸びたけれども事業費のほうは落ちているという状況でございます。ただ、16年度、17年度、18年度は、いずれもこの倍近くの費用になってございます。これは海水浴でございまして、いずれも天候に左右される部分が多いというふうになっております。

こちらの事業につきましては、日ごろ、何かと外出ができない、室内に閉じこもりがちな障害者の方が海水浴を通じて社会参加ができるような制度でございまして、そういったことからは一定程度の効果があるというふうになってございます。

山田委員

こちらの決算説明書のほうからは、場所が特定できないのですが、支障がなければ、どこの場所でこういうようなことをされているのか、お聞かせいただきたいと思いません。

（福祉）石崎主幹

この事業につきましては、かなり古くて、昭和57年度からスタートしてございます。当初は大浜海岸、現在のおたるドリームビーチでやってございますが、59年度からは蘭島海水浴場、そして平成13年度からは豊井浜も加わって、現在、蘭島海水浴場と豊井浜海水浴場のほうで実施させていただいております。

山田委員

小樽市も室内水泳プールがなくなったことから、こういうことは今後もまだまだ続けていかなければならないと私も思っております。ぜひその部分では御努力いただければと思います。

障害者タクシー利用助成事業について

また質問を変えます。

障害者タクシー利用助成事業について、何点かお聞きします。

私も、平成15年度から19年度を調べさせていただきましたが、まずこの支出した金額、15年度から19年度に幾ら支出されているのか、お聞かせいただきたいと思いません。

（福祉）石崎主幹

障害者タクシー利用助成事業の支出について、決算額で申し上げます。平成15年度におきましては1,193万7,800円、16年度が1,064万72円、17年度が1,013万9,935円、18年度が1,012万5,565円、19年度が996万3,295円となっております。

山田委員

この助成事業については、国や道の補助金があるのか、あるとすれば幾らなのか、もしなければ本市の財源についてお聞かせ願いたいと思います。

（福祉）石崎主幹

この事業につきましては、国・道の補助がなく、一般財源で単独でやっている事業でございます。

山田委員

障害者や高齢者に対して、本当に手厚い施策だと思えます。

それでは、平成15年度から19年度にかけて、何件で、この1,000万円ぐらいの金額を支出しているのか、できれば、最高と最低、また、これは券で交付していると思いますが、この使われ方についてもお教え願いたいと思います。

（福祉）石崎主幹

障害者タクシー利用助成券の交付件数ということで、事務執行状況説明書にも示してございますが、こちらの件数で申し上げますと、平成15年度が1,213件、16年度が1,139件、17年度が1,074件、18年度が1,027件、19年度が1,021件でございます。意外なのですけれども、漸減というか、徐々に減少しているということがございます。

また、この使われ方についてでございますけれども、こちらのほうは、助成する対象者ですけれども、身体障害者の手帳を持っている方のうち、下肢又は体幹、それから移動機能障害の1、2級、若しくは視覚障害の1級、じん臓機能障害1級の方にそれぞれこの助成券を渡していますけれども、それが障害の区分では通常28枚、それから遠隔地としまして、張碓より札幌側、それから桃内より余市側についてはプラス7枚で35枚、それからじん臓障害の方につきましては40枚で、同様の遠隔地の方については、同じく47枚というふうに渡しているところでございます。

この使われ方についてですけれども、初乗り料金、現在は530円が一般的かと思えますけれども、障害者の手帳を示すことによって、タクシー業界のほうの割引制度ということで1割を引いていただいております、それからこちらのほうの1枚400円、若しくはリフト付きタクシーですと500円といった金額を引き去って、例えば残りの70円を自己負担していただくというような仕組みになってございます。それで、かなり遠い距離にある方については、1枚だけではなくて、2枚、3枚と一度に使うことも業者のほうでは認めているという状況にございます。

利用目的につきましては、社会参加ということが制度的な目的でございますけれども、具体的な調査をしたことがございませんので、お聞きしてみたところ、病院や買物など、一般的なタクシーの利用ということで使っているというふうに聞いております。

山田委員

私もそういう形で使われていると思えます。

事業者名は聞きませんが、大体どのような事業者がこの障害者タクシー利用助成事業をしているのか、その点を聞いて、終わりにしたいと思います。

（福祉）石崎主幹

障害者タクシー利用助成事業について、利用できるタクシー会社についてですけれども、小樽ハイヤー協同組合に加盟するタクシー会社、それから加盟外のタクシー会社と個人タクシーなどの事業者が現在利用できるところでございまして、協同組合加盟の事業者、加盟外の9事業者、合計で10か所に対してお願いをしているところでございます。

山田委員

「少年の船」、利礼 3 町児童交流事業について

それでは、質問を変えます。

本年度、「少年の船」交流事業が終わりました。青少年の育成の上で効果があったと思います。ここ 5 年の推移から、利用者数や期間、内容がどのように変化したのか、その効果と、青少年の育成事業について、今後の施策はどのようにされるのか、お聞かせください。

また、小樽市と利尻・礼文 3 町の交流事業についても、同様にお聞かせ願いたいと思います。

（生活環境）青少年課長

まず、「少年の船」のほうから答弁させていただきたいと思います。

5 年間の推移での利用人数ということでございますけれども、研修生の対象となりました子供の数で申し上げますけれども、平成 15 年度から 18 年度までの 4 年間につきましては、30 名の研修生の枠に対しまして、15 年度が 29 名、16 年度も 29 名、それから 17 年度は 30 名、18 年度は 28 名、19 年度は 20 名の応募枠に対しまして 20 名の研修生が参加したというふうになってございます。

期間と内容でございますけれども、いずれも「少年の船」につきましては、フェリーを利用した 4 泊 5 日の研修期間の中で、ジュニアリーダーの体験学習というような形で敦賀市への訪問を実施してございます。

それから、どのような変化をしてきたのかというようなことでございますけれども、やはり数字的には、財政のほうのいろいろな要素というのもありましたものですから、まず研修の内容をできるだけ有料の視察施設から無料のものを選んで、極力経費の節減に努力したということ、大きくは、19 年度の研修枠を、少子化の関係もあったのですけれども、10 名ほど減らしたということ、それから一緒についていきますリーダーの会「しらかば」の引率の人数ですとか、指導者の人数を若干工夫しながら減らしてきたというようなことで経費の節減を図ってきてございます。

次に、今後の施策の方向性でございますけれども、この事業は、今答弁させていただいたように、船を使った体験研修ではありますけれども、その前段として、地域の子供会の中で活躍するリーダーを養成するというのが本来の目的でございますので、その辺の事業目的というものについては変わることなく、フェリーを利用しながら遠方の敦賀市まで行かないまでも、何らかの形でそれらの事業効果を上げていくものに今後とも取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

それからもう一つ、利礼 3 町児童交流会の関係でございますけれども、この事業につきましては、利尻・礼文 3 町と小樽市の協議会事業ということで、負担金による財源を基にやりくりしている事業でございます。ちなみに、こちらのほうも、15 年度から 19 年度の小樽市の参加児童数で申し上げますと、15 年度が 20 名、それから 16 年度が 19 名、17 年度が 20 名、18 年度、19 年度が 15 名ずつとなってございます。こちらのほうは、若干「少年の船」と内容が違ひまして、これはどちらかという児童交流のほうに重きを置いた事業ということでやってきてございましたけれども、いかんせんいろいろな財政状況がありまして、委員が御指摘のとおり、やむなく中止というような状況になってございます。

両事業のそういった児童交流と、それからリーダー育成という事業目的、これらにつきましては損なうことなく、二つのこの事業をあわせたような形での新たなものを鋭意今年度から実施していくように努めているところでございます。

山田委員

青少年の育成のため、また今後も、そういうような別の観点の施策をされるということで、今後ともよろしくお願いたします。

生活保護者緊急生活資金貸付金について

質問を変えます。

次に、生活保護者緊急生活資金貸付金について、最初にこの過去 5 年の金額と件数、平均額について、どのように推移しているか、御見解をお聞かせの上、この歳出と歳入の差額についてどのような処理をされているのか、お聞かせ願います。

（福祉）生活支援第 1 課長

生活保護者緊急生活資金貸付金の過去 5 年間ということで、各年度の歳出及び歳入も含めて答弁したいと思います。

平成 15 年度でありますけれども、歳出については 1,135 万 4,400 円、歳入が 1,098 万 1,400 円。件数について、これは歳出の件数になります、582 件で、1 件当たり 1 万 9,509 円となっております。16 年度においては、歳出が 1,245 万 2,000 円、歳入が 1,160 万 6,000 円、760 件で 1 件当たり 1 万 6,384 円となっております。17 年度においては、歳出が 1,207 万 3,000 円、歳入が 1,140 万 5,000 円、件数が 807 件で 1 件当たり 1 万 4,960 円。18 年度においては、歳出が 1,311 万 2,500 円、歳入については 1,181 万 8,500 円、件数が 931 件で 1 件当たり 1 万 4,098 円。それから、19 年度で、歳出が 1,319 万円、歳入については 1,179 万 9,380 円、件数が 857 件で 1 件当たり 1 万 5,391 円となっております。

それで、どのように推移しているかの見解という御質問でありましたけれども、この生活保護の緊急生活資金貸付金の性格としましては、規則にもございますけれども、基本的には生活保護法による保護を現に受けている者で、その支給日までに資金を必要とする者、それからまた生活保護法による保護の申請者で、その決定に至るまでのうちに資金を必要とする者というような規則の中で動いていまして、いろいろ、個々の世帯の状況によってその貸付金が増減するわけで、どうなのかという比較はなかなか、年度ごとの部分は大変難しいもとは考えております。ただし、先ほど話しましたけれども、15 年度の歳出が 1,135 万円ほどありますし、19 年度については 1,319 万円ありますので、保護世帯が増加しているということは、一つの要因にはあるかとは思いますが。

それから、差額についての処理ということで御質問もありましたのですけれども、基本的には、歳出はその当該年度の歳出でありますし、歳入については現年度の部分と滞納繰越分が収入として入ってくるわけで、直接リンクすることにはなりませんけれども、いずれにしても、その収入未済が生じておりまして、結果的にはなかなか生活が困窮している世帯なものですから、その収入未済ということで、回収するのが困難な部分もあるのですけれども、基本的にはそのケースワーカーが事あるごとに催告を実施しています。今後も、やはりそういうことは、貸した以上はやはり返してもらわなければなりませんので、継続して催告をしていくとともに、やはり今後も督促については、督促状の発送ですとかということも少し視野に入れて対応していきたいと、そのようには考えております。

山田委員

平成 15 年度から 19 年度を比べますと、総額では 200 万円ほど増えて、受給する件数は増えていますが、1 人当たりでは 4,000 円ぐらい受給額が下がっています。生活保護世帯で、本当に困窮している人を何人も私は知っております。ただ、この人聞きで、このような人たちのほかに一部、時間をもてあましてパチンコなどに通っているのを見て、普通の市民の言葉では、税金をまともに支払っている市民の目からすれば、本当に不公平感は否めないというお話も聞いております。

そこで、まず申請から受給までの流れについて、お聞かせください。

また、受理基準や、その後の不正はないか等の確認方法や、通報について対処されている部分もあると思いますので、お聞かせ願います。

（福祉）生活支援第 1 課長

何点が御質問がありまして、最初に、申請から受給までについての流れということでございますけれども、一般的なことで申しますと、事前に相談ということで、相談室のほうで話を伺います。その中で、本人の申請の意思があれば、申請書を提出していただいて、今度は生活支援課のほうに来るわけですがけれども、内容を調査しまして、



14日以内に要否を決定して保護者に通知するという流れになっております。ただ、その内容調査について、具体的にではどういうことを調査するのかといいますと、預貯金、それから保険、それから不動産等の資産調査、それから扶養義務者による扶養の可否の調査、それから年金等の社会的給付を受けていないか、それから就労で収入がないとか、そのような調査を行いまして、かつ最終的にその世帯に係る、国で定めた基準がありますので、その最低生活費の基準と、その世帯が持っている、得たというか、収入との見合いでもって、収入が少なければ要否判定上、保護開始という流れになりますし、場合によっては、この調査を踏まえた中で、収入がオーバーしている場合もありますので却下するという事の中にはあります。この間、例えば相談に来た中で、稼働年齢層において、稼働するのに阻害要因がなければ、その場ですぐ、先ほど就業指導のお話が出ましたけれども、就業指導員のところに行って就業の相談をしてくださいという指導をすることもあります。

次に受理の基準ということでございますけれども、申請書を受理するという事の明確な基準というのは特にないのですけれども、一昨年、北九州市で申請を受け付けなくて餓死したという事件が起きまして、そのようなことを契機に、国のほうでもやはり申請権の保護ということを言いまして、申請権の侵害をしないよう留意してほしいという通知が来ておりまして、そのように小樽市でも申請の意思を確認しながら受けているというような状況にあります。

それから、不正の件でございますけれども、先ほど言いました保護が決定になりまして、開始になりますと、当然世帯の実情に応じて年何回とか訪問しますので、それで実態を調査するとともに、収入や資産等の届出を義務づけて、そういう異動があればそういう書類を必ず提出してもらうとともに、税務担当のほうに依頼をかけた上で、その課税台帳との突合を図るということで、その未届け稼働とか、虚偽の申告とかというのチェックをしています。そのようなことを行って、不正がないように考えております。

それから、通報の状況なのですけれども、先ほどパチンコというお話が出ましたけれども、パチンコが悪いというわけではないのですけれども、やはり日常生活において目に余る行為とか、例えば反社会的な行為とか、そういうことでやはり通報などが来ることも事実でございます。それについては、即刻担当のほうでその本人に会って確認をして、そのような事実があれば、厳しく指導を行っています。場合によっては文書指示を行って、それでも指導に従わなければ、最終的に停止、廃止、そういうことも視野に入れながら対応しているというのが現実でございます。

山田委員

本当に生活困窮者の自立を助けるのが、まずこの生活保護制度の趣旨でありますし、また本当に生活に困窮した場合の緊急的な意味での貸付金は渋ってはならないと思います。どうぞこれからもその制度の活用をされるよう、よろしく願いいたします。

建替移転助成事業費について

住宅事業特別会計の公営住宅建設等事業推進費交付金について、これから多くの市営住宅が、また建つと思えますが、その点から、公営住宅建替移転助成事業費の移転料に関連して何点かお聞きします。

これについての見積りや契約、この方法について、まず聞かせていただきたいと思えます。

（建設）建築住宅課長

建替移転助成についてでございますけれども、移転料の算出でございますけれども、国からの補助を受けます地域住宅交付金の事業でありますことから、公営住宅法の規定に準拠する中で、市の通常損失補償算定評価資料に基づきまして算定を行いまして、市有財産等評価委員会を経て、算定する形となっております。

契約の方法でございますけれども、市営住宅建替事業に伴う動産移転料支払契約ということで、対象の入居者の方に一律の額で直接締結し、支払う形をとっております。

山田委員

移転料について基準の金額というものがあるのか、教えていただきたいと思います。

（建設）建築住宅課長

決算説明書には基本額ということで、16万1,000円という額が出てございますけれども、これは歳入で国からの交付金事業のために、基本額という名称を使いまして、それに交付戸数を乗じて出すために使われているといったことございまして、積算の内容といたしましては、引っ越しのこん包、積込み、積みおろしに要する費用、それから荷づくり費、運送料等の動産移転料、それから法令手続に要する費用、それから電話移設料等の移転雑費等を積み上げる形で積算する形になります。

山田委員

それでは、決算説明書の中からお聞きいたしますが、この16万1,000円と事務費として14万1,000円、合わされた金額で支出されているということですか。

（建設）建築住宅課長

こちらのほうは歳入ですので、交付金事業ですので、おおむね事業費の2パーセント程度が事務費ということで充当されますので、これが移転料として入居者のほうに支払われることではございません。

山田委員

私がほかのところから聞いた話ですが、この移転料について、正式な見積りは業者に出すが、実際、その移転した場合に支払った金額がこれよりも下回っていたという居住者もいると聞いております。その点について、市のほうではどのような確認、監査をされているのか、その点についてお聞かせください。

（建設）建築住宅課長

移転助成事業につきましては、先ほど答弁を申し上げた形で算出しまして、国からの交付金事業ということで行っております。契約に基づいて一律に支払う形で、入居者の方には実際に引っ越し業者に頼んでやる場合もありますし、また中には、例えば親せきの方たちが集まってやるという場合などは各自それぞれの事情ですので、特にその契約書で支払う形で、その移転料の中の入居者の方の使い道ということについては、特に監査等は行わない形で運用してございます。

山田委員

ということは、ある程度基本的に決まっているものであれば、この基準によって支出するというところでよろしいですね。

（建設）建築住宅課長

そのとおりでございます。

山田委員

水道事業の退職給与金について

質問を変えます。

水道事業について、水道事業決算書のほうから何点かお聞きいたします。

今回、平成19年度の決算書では、まず退職給与金は、当初4,740万1,000円計上し、また補正予算が組まれていて、合計で8,481万9,000円となりましたが、この理由について、まずお聞かせ願いたいと思います。

（水道）総務課長

退職給与金の関係でございますが、当初予算では、定年退職者2名の予算を措置しておりました。その後、早期退職者2名が発生いたしまして、その分の補正予算として3,741万8,000円を予算措置し、最終的には8,481万9,000円の支出をしたところでございます。

山田委員

本当にこの退職給与金もある程度手当しなければならないと思うので、この決算書を見れば、この8,481万円が、退職給与金として支出されているわけですが、実際問題、この補正予算が計上され、今回支出されていますけれども、平成20年度は、またこういうような早期退職者がいるのか、そこら辺についてわかっている範囲でいいですから、お聞かせいただきたいと思います。

（水道）総務課長

平成20年度の退職者の関係でございますけれども、現在のところ、まだ正式には話は聞いておりませんが、若干早期退職者が出てくるというふうには考えております。

山田委員

わかりました。それ以上は聞きません。

水道メーターについて

それでは、次の質問に入ります。

水道事業決算書の4ページに流動資産の水道メーターが311万1,500円とありますが、これについて、適正な在庫なのか、この購入について、内容を教えていただきたいと思います。

（水道）料金課長

最初に、内容について説明したいと思います。この311万1,500円の内訳でございますけれども、すべて電子隔測式メーターでございます。口径13ミリメートルが223個、20ミリメートルが3個、25ミリメートルが1個、40ミリメートルが1個、50ミリメートルが1個、計229個となっております。

在庫が適切であったかどうかという御質問ですが、実は隔測式メーターにつきましては、発注から納品まで2か月から3か月を要します。それで、平成20年度の早期に満了交換予定のもの、また新規にマンション等の取付け等が多かったことから、早期に購入せざるを得なかったということで、適切であったと考えております。

山田委員

それでは、11ページにも、この電子隔測式メーター1,343個、この1,874万5,450円、これについてはどうでしょうか。

（水道）料金課長

この1,874万5,450円の内訳を説明したいと思います。この営業設備費につきましては、平成18年度の貯蔵品及び19年度に購入したメーターのうち、19年度に新設改造工事で執行したメーターの金額を記載してございます。

内訳といたしましては、口径13ミリメートルの電子隔測及び無線式が1,197個で、金額が1,544万5,900円となっております。20ミリメートルでございますけれども、これも電子隔測と無線式でございますけれども、計99個で142万5,700円となっております。25ミリメートルでございますけれども21個、37万8,600円となっております。40ミリメートルでございますけれども20個、72万2,300円となっております。50ミリメートルですが、3個で29万8,150円となっております。また、65ミリメートル、75ミリメートル、100ミリメートルと、1個ずつでございますけれども、計3個で47万4,800円となっております。

山田委員

この電子隔測式メーターについては、昨年もお聞きいたしました。通常のメーターに比べて、この価格はどのようなのでしょうか。

（水道）料金課長

値段の違いでございますけれども、口径13ミリメートルで比較させていただきますと、地下式のメーターですと、約4,000円です。隔測式ですと、1万3,200円となっております。約3.3倍の値段の違いになっております。

山田委員

そうすると、1,300件、もし100件でも3倍違うということであれば、市の持ち出し分としてはすごい金額になります。それで、今後はどうされるのでしょうか。

（水道）料金課長

隔測式メーターにつきましては、新設・改造につき、平成17年度から、いわゆる冬期間にメーターを見られないということで非常に苦情が多かったものですから、電子隔測式に交換してきた経緯がございます。その中で、単価が3.3倍ということでもかなり値段が違うものですから、20年度より、新設・改造のものにつきましては取りやめたという経緯がございます。これは、私どもとしては苦渋の決断だったのですが、将来的な費用負担、又はそれが水道料金の値上げにつながるという部分もございまして、そういう形で20年度から、新設・改造についてはやめております。

山田委員

本当に賢明な決断だと思います。

小樽の水について

今日、公明党の高橋委員も質問されましたが、小樽の水、ボトルドウォーターについてです。本当に市内各地で取扱店が多くなり、店頭や会議などで、私も目にする機会が増えております。

まず、この小樽の水の生産体制について、ここ3年の生産量と、これの在庫の推移、また、コストの削減策について御答弁をお願いいたします。

（水道）総務課長

小樽の水の関係でございますけれども、初めに生産体制でございますけれども、生産につきましては、同じ後志管内の岩内町にございます工場生産をしております。奥沢浄水場からタンクローリーで水を運んで、そして生産しているという状況でございます。

また次に、ここ3年の生産量、製造量ということで説明させていただきますが、平成17年度は3万本、18年度は9万2,000本、19年度は17万本となっております。

また、在庫の推移でございますが、17年度末では1万7,197本、18年度末では1万3,069本、19年度末では4万5,829本となっております。

また、コストの削減策についてであります。最近の石油の高騰もありまして、コストの関係はかなり厳しい状況があります。そういった中で、ペットボトルのラベルをその都度つくるのではなく、複数回分つくるのか、あるいは効率的な配送を行うとか、また最終的には製造メーカーと価格交渉するというような形で、何とかコストの削減を進めているところでございます。

山田委員

私も新聞の記事を再度見させていただきました。平成17年度当時、1本当たり60円ぐらいで生産できるというような記事も新聞には載っていたと記憶しております。

そこで、最近では、このミネラルウォーターとかお茶などというような飲料水業界では、春先からの店頭露出度が販売量を左右するほど、この店頭における占有率が物を言うそうです。激戦が続く飲料水業界で、今後のこの小樽の水の多様化、また今回4万5,829本の在庫があるわけですが、これの撤退はあり得るのか。また、今後の小樽ブランドの拡販を占う意味で、20年度はもう入っておりますけれども、この施策について、何かあれば、お聞かせ願いたいと思います。

（水道）総務課長

この小樽の水のペットボトルにつきましては、三つの目的でスタートさせていただきました。一つ目は、小樽の水のおいしさの再発見、二つ目は、蛇口をひねったところの水道水の需要拡大、三つ目は、観光都市小樽としての

相乗効果ということで、この三つの目的で、P R という形でペットボトルの販売を進めてきております。確かに店頭での占有率が高くなりますと、販売本数も伸びるという状況は認識しておりますけれども、あくまでも本業は水道事業、蛇口のひねったところの水道水が売れることが一番ということ望んでおりまして、そのような中で、あわせて小樽の水を販売して P R していくという考えで進めていきたいと思っております。

山田委員

私も、もっと売れば良いと思っている一人でございます。ただ、やはり 1 種類ですので、私はあまり水は飲まないのですが、最近ではよく 2 リットルぐらいの大きいペットボトルもございますので、できればその点を、今後検討されることを期待して、私の質問は終わります。

委員長

自民党の質疑を終結します。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。